

雇用保険法

[施行 2019. 1. 15]

[法律第 16269 号、2019. 1. 15, 一部改正]

雇用労働部（雇用保険企画課）044-202-7352

HP－法令 79

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、雇用保険の施行を通じて失業の予防、雇用の促進及び勤労者の職業能力の開発及び向上を図り、国家の職業指導及び職業紹介機能を強化し、勤労者が失業した場合に生活に必要な給与〔給付〕を実施して勤労者の生活安定及び求職活動を促進することによって経済・社会発展に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

（改正 2008. 12. 31、2010. 1. 27、2010. 6. 4、2011. 7. 21）

1. 「被保険者」とは、次の各モク〔カ又はナ〕に該当する者をいう。
 - カ. 「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」（以下「保険料徴収法」という。）第 5 条第 1 項・第 2 項、第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項・第 2 項により保険に加入し、又は加入したとみなす勤労者
 - ナ. 保険料徴収法第 49 条の 2 第 1 項・第 2 項により雇用保険に加入し、加入したとみなす自営業者（以下「自営業者である被保険者」という。）
2. 「離職」とは、被保険者及び事業主の間の雇用関係が終了することをいう。
3. 「失業」とは、勤労の意思及び能力があるにもかかわらず就職できない状態にあることをいう。
4. 「失業の認定」とは、職業安定機関の長が第 43 条による受給資格者が失業した状態で積極的に職業を求めするために努力していると認めることをいう。
5. 「報酬」とは、「所得税法」第 20 条による勤労所得であって大統領令で定める金品を除いた金額をいう。ただし、休職中等その他のこれと似た状態にある期間中に事業主以外の者から支給された金品のうち雇用労働部長官が定めて告示する金品は、報酬とみなす。
6. 「日用勤労者」〔日雇労働者〕とは、1 カ月未満の期間雇用される者をいう。

（保険の管掌）

第 3 条 雇用保険（以下「保険」という。）は、雇用労働部長官が掌握〔管掌〕する。

(改正 2010. 6. 4)

(雇用保険会社業)

第 4 条

- (1) 保険は、第 1 条の目的を達成するために、雇用保険の事業（以下「保険事業」という。）として雇用安定・職業能力開発事業、失業給与、育児休職給与及び出産前後休暇給与等を実施する。

(改正 2012. 2. 1)
- (2) 保険事業の保険年度は、政府の会計年度による。

(国庫の負担)

第 5 条

- (1) 国家は、毎年保険事業にかかる費用の一部を一般会計で負担しなければならない。

(改正 2015. 1. 20)
- (2) 国家は、毎年予算の範囲内で、保険事業の管理・運営に係る費用を負担することができる。

(保険料)

第 6 条

- (1) この法律による保険事業に係る費用に充てるために徴収する保険料及びその他の徴収金については、保険料徴収法で定めるところによる。
- (2) 保険料徴収法第 13 条第 1 項第 1 号により徴収された雇用安定・職業能力開発事業の保険料及び失業給与の保険料は、それぞれその事業に係る費用に充てる。ただし、失業給与の保険料は、第 55 条の 2 第 1 項による国民年金保険料の支援、第 70 条第 1 項による育児休職給与の支給、第 73 条の 2 第 1 項による育児期勤労時間短縮給与の支給及び第 75 条による出産前後休暇給与等に係る費用に充てることができる。 <改正 2012. 2. 1, 2019. 1. 15>
- (3) 前項にかかわらず、自営業者である被保険者から保険料徴収法第 49 条の 2 により徴収された雇用安定・職業能力開発事業の保険料及び失業給与の保険料は、それぞれ自営業者である被保険者のための当該事業に係る費用に充てる。ただし、失業給与の保険料は、自営業者である被保険者のための第 55 条の 2 第 1 項による国民年金保険料の支援に係る費用に充当することができる。

(新設 2011. 7. 21, 2019. 1. 15)

(雇用保険委員会)

第 7 条

- (1) この法律及び保険料徴収法（保険に関する事項に限る。）の施行に関する主な事項を審議するため、雇用労働部に雇用保険委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

(改正 2010. 6. 4)

- (2) 委員会は、次の各号の事項を審議する。
1. 保険制度及び保険事業の改善に関する事項
 2. 保険料徴収法による保険料率の決定に関する事項
 3. 第 11 条の 2 による保険事業の評価に関する事項
 4. 第 81 条による基金運用計画の樹立及び基金の運用結果に関する事項
 5. その他の委員長が保険制度及び保険事業に関連して委員会の審議が必要であると認める事項
- (3) 委員会は、委員長 1 人を含む 20 人以内の委員で構成する。
- (4) 委員会の委員長は、雇用労働部次官がなり、委員は、次の各号の者の中でそれぞれ同数を雇用労働部長官が任命し、又は委嘱する者になる。 (改正 2010. 6. 4)
1. 勤労者を代表する者
 2. 使用者を代表する者
 3. 公益を代表する者
 4. 政府を代表する者
- (5) 委員会は、審議事項を事前に検討・調整するために、委員会に専門委員会を置くことができる。
- (6) 委員会及び専門委員会の構成・運営及びその他の必要な事項は、大統領令で定める。
[条文改正 2008. 12. 31]

(適用範囲)

第 8 条 この法律は、勤労者を使用するすべての事業又は事業場（以下「事業」という。）に適用する。ただし、産業別特性及び規模等を考慮して大統領令で定める事業に対しては、適用しない。

※大統領令（施行令）

(適用範囲)

第 2 条

(1) 法第 8 条ただし書きで「大統領令で定める事業」とは、次の各号のいずれか一つに該当する事業をいう。 (改正 2008. 9. 18, 2009. 3. 12, 2015. 6. 30)

1. 農業・林業・漁業又は狩猟業のうち法人でない者が常時 4 人以下の勤労者を使用する事業
2. 次のカ又はナのいずれか一つに該当する工事。ただし、法第 15 条第 2 項各号に該当する者が施工する工事は除く。

カ. 「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律施行令」第 2 条第 1 項第 2 号による総工事金額（以下この条において「総工事金額」という。）が 2 千万ウォン未満の工事

ナ. 延面積が 100 平方メートル以下である建築物の建築又は延面積が 200 平方メートル以下である建築物の大修繕に関する工事

3. 世帯内雇用活動及び別に分類されない自家消費生産活動

(2) 前項各号のいずれか一つに該当する事業の範囲に関しては、法又はこの令に特別な規定がある場合のほかは、「統計法」第 22 条により統計庁長が告示する産業に関する標準分類（以下「韓国標準産業分類表」という。）による。

(3) 総工事金額が 2 千万ウォン未満の建設工事が設計変更（事実上の設計変更がある場合を含む。）により 2 千万ウォン以上の建設工事に該当することになり、又は「雇用保険及び産業災害補償保険の保険料徴収等に関する法律」（以下「保険料徴収法」という。）第 8 条第 1 項及び第 2 項により一括適用を受けることとなった場合は、そのときから法の規定の全部を適用する。

（保険関係の成立・消滅）

第 9 条 この法律による保険関係の成立及び消滅については、保険料徴収法で定めるところによる。

（適用除外）

第 10 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、この法律を適用しない。ただし、第 1 号の勤労者又は自営業者に対する雇用安定・職業能力開発事業に関しては、この限りでない。

（改正 2008. 3. 21、2012. 12. 11、2013. 6. 4、2019. 1. 15）

1. 削除（2019. 1. 15）

2. 所定勤務時間が大統領令で定める時間未満の者

3. 「国家公務員法」及び「地方公務員法」による公務員。ただし、大統領令で定めるところにより、特別職公務員、「国家公務員法」第 26 条の 5 及び「地方公務員法」第 25 条の 5 による任期制公務員の場合は、本人の意思により雇用保険（第 4 章に限る。）に加入することができる。

4. 「私立学校教職員年金法」の適用を受ける者

5. その他の大統領令で定める者

(2) 65 歳以後に雇用され（65 歳前から被保険資格を維持した人が 65 歳以後に継続して雇用された場合はを除く。）、又は自営業を開始した人には、第 4 章及び第 5 章を適用しない。

（新設 2019. 1. 15）

[題名改正 2013. 6. 4]

（外国人勤労者に対する適用）

第 10 条の 2

(1) 「外国人勤労者の雇用等に関する法律」の適用を受ける外国人勤労者には、この法律を適用

する。ただし、第4章及び第5章は、雇用労働部令に定めるところによる申請があった場合に限り適用する。

(2) 前項に該当する外国人勤労者以外の外国人勤労者には、大統領令で定めるところにより、この法律の全部又は一部を適用する。

(本条新設 2019. 1. 15)

[施行日:2019. 7. 16]第10条の2

(保険関連調査・研究)

第11条

(1) 雇用労働部長官は、労働市場・職業及び職業能力開発に関する研究及び保険関連業務を支援するための調査・研究事業等を行うことができる。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、必要であると認めたときは、前項による業務の一部を大統領令で定める者に代行させることができる。 (改正 2010. 6. 4)

(保険事業の評価)

第11条の2

(1) 雇用労働部長官は、保険事業について常時的で体系的な評価を行わなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、前項による評価の専門性を確保するために、大統領令で定める機関に同項による評価を依頼することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官は、前2項による評価結果を反映して保険事業を調整し、又は第81条による基金運用計画を樹立しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

[本条新設 2008. 12. 31]

(国際交流・協力)

第12条 雇用労働部長官は、保険事業に関し、国際機構及び外国政府又は機関との交流・協力事業を行うことができる。 (改正 2010. 6. 4)

第2章 被保険者の管理

(被保険者資格の取得日)

第13条

(1) 被保険者は、この法律が適用される事業に雇用された日に被保険者資格を取得する。ただし、次の各号の場合はそれぞれその該当する日に被保険者資格を取得したとみなす。

(改正 2011. 7. 21)

1. 第 10 条による適用除外勤労者であった者が、この法律の適用を受けることになった場合は、その適用を受けることとなった日
 2. 保険料徴収法第 7 条による保険関係成立日前に雇用された勤労者の場合は、その保険関係が成立した日
- (2) 前項にかかわらず、自営業者である被保険者は、保険料徴収法第 49 条の 2 第 1 項及び同条第 12 項で準用する同法第 7 条第 3 号により保険関係が成立した日に被保険者資格を取得する。
- (新設 2011. 7. 21)

(被保険者格の取得日)

第 13 条

- (1) ①被保険者は、この法律が適用される事業に雇用された日に被保険者格を取得する。ただし、次の各号の場合はそれぞれその該当する日に被保険者格を取得したとみなす。

<改正 2011. 7. 21, 2019. 1. 15>

1. 第 10 条及び第 10 条の 2 による適用除外勤労者であった者が、この法律の適用を受けることになった場合は、その適用を受けることとなった日
 2. 保険料徴収法第 7 条による保険関係成立日前に雇用された勤労者の場合は、その保険関係が成立した日
- (2) 前項にかかわらず、自営業者である被保険者は、保険料徴収法第 49 条の 2 第 1 項及び同条第 12 項で準用する同法第 7 条第 3 号により保険関係が成立した日に被保険者格を取得する。

(新設 2011. 7. 21)

[施行日:2019. 7. 16.]第 13 条

(被保険者資格の喪失日)

第 14 条

- (1) 被保険者は、次の各号のいずれか一つに該当する日にそれぞれその被保険者資格を喪失する。
- (改正 2011. 7. 21)
1. 被保険者が第 10 条による適用除外勤労者に該当することになった場合は、その適用除外対象者となった日
 2. 保険料徴収法第 10 条により保険関係が消滅した場合は、その保険関係が消滅した日
 3. 被保険者が離職した場合は、離職した日の次の日
 4. 被保険者が死亡した場合は、死亡した日の次の日
- (2) 前項にかかわらず、自営業者である被保険者は、保険料徴収法第 49 条の 2 第 10 項及び同条第 12 項で準用する同法第 10 条第 1 号から第 3 号までの規定により保険関係が消滅した日に、被保険者資格を喪失する。
- (新設 2011. 7. 21)

(被保険者格の喪失日)

第 14 条

(1) 被保険者は次の各号のどれか一つに該当する日にそれぞれその被保険者格を喪失する。

(改正 2011. 7. 21, 2019. 1. 15)

1. 被保険者が第 10 条及び第 10 条の 2 による適用除外勤労者に該当することになった場合は、その適用除外対象者となった日
2. 保険料徴収法第 10 条により保険関係が消滅した場合は、その保険関係が消滅した日
3. 被保険者が離職した場合は、離職した日の次の日
4. 被保険者が死亡した場合は、死亡した日の次の日

(2) 前項にかかわらず、自営業者である被保険者は、保険料徴収法第 49 条の 2 第 10 項及び同条第 12 項で準用する同法第 10 条第 1 号から第 3 号までの規定により保険関係が消滅した日に被保険者格を喪失する。(新設 2011. 7. 21)

[施行日:2019. 7. 16.]第 14 条

(被保険者資格に関する申告等)

第 15 条

- (1) 事業主は、その事業に雇用された勤労者の被保険者資格の取得及び喪失等に関する事項を、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官に申告しなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 保険料徴収法第 9 条による元請受注者が事業主となった場合は、その事業に従事する勤労者のうち元請受注者が雇用する勤労者以外の勤労者については、その勤労者を雇用する次の各号の下請受注者が前項による申告をしなければならない。この場合において、元請受注者は、雇用労働部令で定めるところにより、下請受注者に関する資料を雇用労働部長官に提出しなければならない。(改正 2010. 2. 4, 2010. 6. 4, 2011. 5. 24, 2016. 1. 19)
 1. 「建設産業基本法」第 2 条第 7 号による建設業者
 2. 「住宅法」第 4 条による住宅建設事業者
 3. 「電気工事業法」第 2 条第 3 号による工事業者
 4. 「情報通信工事業法」第 2 条第 4 号による情報通信工事業者
 5. 「消防施設工事業法」第 2 条第 1 項第 2 号による消防施設業者
 6. 「文化財修理等に関する法律」第 14 条による文化財修理業者
- (3) 事業主が第 1 項による被保険者資格に関する事項を申告しないときは、大統領令で定めるところにより、勤労者が申告することができる。
- (4) 雇用労働部長官は、前 3 項の規定により申告された被保険者資格の取得及び喪失等に関する事項を、雇用労働部令で定めるところにより、被保険者及び元請受注者等関係者に知らせなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (5) 第 1 項及び第 2 項による事業主、元請受注者又は下請受注者は、同項の申告を雇用労働部令

- で定める電子的方法により行うことができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (6) 雇用労働部長官は、前項により電子的方法により申告をしようとする事業主、元請受注者又は下請受注者に対し、雇用労働部令で定めるところにより、必要な装備等を支援することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (7) 第1項にかかわらず、自営業者である被保険者は、被保険者資格の取得及び喪失に関する申告を要しない。 (新設 2011. 7. 21)

(離職の確認)

第16条

- (1) 事業主は、前条第1項により被保険者資格の喪失を申告するとき、勤労者が離職により被保険者資格を喪失した場合は、被保険単位期間・離職理由及び離職前に支給した賃金（「勤労基準法」による賃金をいう。以下同じ。）・退職金等の明細を証明する書類（以下「離職確認書」という。）を作成して雇用労働部長官に提出しなければならない。ただし、第43条第1項による受給資格の認定申請を望まない被保険者資格喪失者（日用勤労者を除く。）については、この限りでない。 (改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)
- (2) 離職により被保険者資格を喪失した者は、失業給与の受給資格の認定申請のために、従前の事業主に対して離職確認書の交付を請求することができる。この場合において、請求を受けた事業主は、離職確認書を交付しなければならない。

(被保険者資格の確認)

第17条

- (1) 被保険者又は被保険者であった者は、いつでも雇用労働部長官に対して被保険者資格の取得又は喪失に関する確認を請求することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項による請求により、又は職権により被保険者資格の取得又は喪失に関して確認を行う。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は前項による確認結果を、大統領令で定めるところにより、その確認を請求した被保険者及び事業主等関係者に知らせなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(被保険者資格の二重取得の制限)

- 第18条 勤労者が、保険関係が成立している2以上の事業に同時に雇用されている場合は、雇用労働部令で定めるところにより、そのうちのある〔一の〕事業の勤労者としての被保険者資格を取得する。 (改正 2010. 6. 4)

第3章 雇用安定・職業能力開発事業

(雇用安定・職業能力開発事業の実施)

第 19 条

- (1) 雇用労働部長官は、被保険者及び被保険者であった者その他の就職する意思を有する者（以下「被保険者等」という。）に対する失業の予防、就職の促進、雇用機会の拡大、職業能力開発・向上機会の提供及び支援その他の雇用安定並びに事業主に対する人材確保を支援するため、雇用安定・職業能力開発事業を実施する。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項による雇用安定・職業能力開発事業を実施するときは、勤労者の数、雇用安定・職業能力開発のために講じた措置及び実績等大統領令で定める基準に該当する企業を優先的に配慮しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

※大統領令（施行令）

(優先支援対象企業の範囲)

第 12 条

- (1) 法第 19 条第 2 項で「大統領令で定める基準に該当する企業」とは、産業別に常時使用する勤労者数が別表 1 の基準に該当する企業（以下「優先支援対象企業」という。）をいう。 (改正 2009. 3. 12、2012. 10. 29)
1. 削除 (2012. 10. 29)
 2. 削除 (2012. 10. 29)
 3. 削除 (2012. 10. 29)
 4. 削除 (2012. 10. 29)
 5. 削除 (2012. 10. 29)
- (2) 前項に該当しない企業であって「中小企業基本法」第 2 条第 1 項及び第 3 項の基準に該当する企業は、同項にかかわらず、優先支援対象企業とみなす。 (改正 2012. 10. 29)
- (3) 第 1 項による優先支援対象企業がその規模の拡大等により優先支援対象企業に該当しなくなった場合は、その理由が発生した年度の次の年度から 5 年間は優先支援対象企業とみなす。 (新設 2010. 12. 31、2013. 1. 25)
- (4) 前 3 項の規定にかかわらず「独占規制及び公正取引に関する法律」第 14 条第 1 項により指定された相互出資制限企業集団に属する会社は、その指定された日が属する保険年度の次の保険年度から優先支援対象企業とみなさない。 (改正 2010. 12. 31、2016. 12. 30)
- (5) 第 1 項により優先支援対象企業としての該当の可否を判断する場合は、その基準となる事項は、次の各号のとおりとする。 (改正 2009. 3. 12、2010. 12. 31、2012. 1. 13、2012. 10. 29、2016. 12. 30)
1. 常時使用する勤労者数は、その事業主が行うすべての事業における前年度毎月末日現在の勤労者数（建設業にあっては、日用勤労者〔日雇労働者〕の数を除く。）の合計を前年度の操業した月数により除して算定した数とするものとし、「共同住宅管理法」による共同住宅を管理する事

業の場合は、各事業別に常時使用する勤労者の数を算定する。この場合において、常時使用する勤労者数を算定するとき、1 カ月間の所定勤務時間が 60 時間以上である短時間勤労者は 0.5 人として算定して、60 時間未満の短時間勤労者は常時使用する勤労者数の算定から除外する。

2. 一の事業主が二以上の産業の事業を営む場合は、常時使用する勤労者の数が多い方の産業を基準とし、常時使用する勤労者の数が同じ場合は、賃金総額、売上額の順でその基準を適用する。

(6) 前項にかかわらず、保険年度中に保険関係が成立した事業主については、保険関係の成立日現在を基準として優先支援対象企業の該当の可否を判断しなければならない。 (改正 2010. 12. 31)

※別表 1 では、製造業：500 人以下、鉱業、建設業、運輸業、出版・映像、放送通信又は情報サービス業など：300 人以下、卸売又は小売業、宿泊又は飲食店業、金融又は保険業など：200 人以下、上記以外の業種：100 人以下と定められている。

(雇用創出の支援)

第 20 条 雇用労働部長官は、雇用環境の改善、勤務形態の変更等により雇用の機会を拡大した事業主に対し、大統領令で定めるところにより、必要な支援ができる。 (改正 2010. 6. 4)

※大統領令 (施行令)

(雇用創出に対する支援)

第 17 条

(1) 雇用労働部長官は、法第 20 条により、次の各号のいずれか一つに該当する事業主に対して、賃金の一部を支援することができる。ただし、第 1 号の場合は、勤務時間が減少した勤労者に対する賃金の一部及び必要な施設の設置費の一部についても支援することができ、第 2 号の場合は、施設の設置費の一部についても支援することができる。

(改正 2011. 9. 15, 2013. 12. 24, 2015. 8. 19, 2015. 12. 4, 2016. 12. 30, 2017. 12. 26)

1. 勤務時間の短縮、交代制勤務の改編、定期的な教育訓練又は安息休暇の付与等 (以下「ワーク・シェアリング」という。) を通じて、失業者を雇用することによって勤労者数が増加した場合
2. 雇用労働部長官が定める施設を設置・運営し、雇用環境を改善して失業者を雇用することによって勤労者数が増加した場合
3. 職務の分割、勤務体系の改編又は時間制職務の開発等を通じて、失業者を勤労契約期間の定めのない時間制勤務の形態として新しく雇用する場合
4. 委員会で審議・議決した成長有望業種、人材需給不一致業種、国内復帰企業又は地域特化産業等雇用支援が必要な業種に該当する企業が失業者を雇用する場合
5. 委員会で審議・議決した業種に該当する優先支援対象企業が、雇用労働部長官が定める専門的な資格を備えた者 (以下「専門担当者」という。) を雇用し、又は優先支援対象企業でない他の企業から専門担当者の支援を受けて使用する場合

6. 第 28 条による賃金ピーク制、第 28 条の 2 による賃金を減額する制度、第 28 条の 3 による勤務時間短縮制度の導入又はその他の賃金体系改編等を通して、15 歳以上 34 歳以下の青年失業者を雇用する場合
 7. 雇用労働部長官が「雇用上年齢差別禁止及び高齢者雇用促進に関する法律」第 2 条第 1 号又は第 2 号による高齢者又は準高齢者が勤務するのに適合したものと認めた職務に高齢者又は準高齢者を新しく雇用する場合
- (2) 前項により支援をする場合において、支援要件、支援対象事業主の範囲、支援水準、支援期間、支援金の申請・支給方法及びその他の支援に必要な事項は、雇用労働部長官が定める。

(雇用調整の支援)

第 21 条

- (1) 雇用労働部長官は、景気の変動、産業構造の変化等による事業規模の縮小、事業の廃業又は転換により雇用調整が避けられなくなった事業主が、勤労者に対する休業、退職、職業転換に必要な職業能力開発訓練、人材の再配置等を実施し、又はその他の勤労者の雇用安定のための措置を講じたときは、大統領令で定めるところにより、その事業主に対して必要な支援ができる。この場合において、休業又は退職等雇用安定のための措置により勤労者の賃金が大統領令で定める水準に減少するときは、大統領令で定めるところにより、その勤労者にも必要な支援ができる。 (改正 2010. 6. 4、2013. 1. 23)
- (2) 雇用労働部長官は、前項の雇用調整により離職を余儀なくされた勤労者を雇用する等雇用が不安定になった勤労者の雇用安定のための措置を講じる事業主に対して、大統領令で定めるところにより、必要な支援ができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、第 1 項による支援をおこなうときは、「雇用政策基本法」第 32 条による業種に該当し、又は地域に所在する事業主又は勤労者を優先的に支援することができる。 (改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4、2013. 1. 23)

※大統領令 (施行令)

(雇用調整の支援内容等)

第 18 条

- (1) 法第 21 条第 1 項及び第 2 項により、勤労者の雇用安定のための措置をする事業主に対して支援金及び奨励金を支給する。
- (2) 法第 21 条第 3 項により優先的に支援ができる事業主は、次の各号のいずれか一つに該当する事業主とする。 (改正 2009. 12. 30)
 1. 「雇用政策基本法施行令」第 29 条第 1 項第 1 号により雇用調整支援等が必要な業種と指定された業種 (以下この条において「指定業種」という。) に属する事業を行う事業主
 2. 前号による事業主から指定業種に属する事業の請負を受けて製造・修理等をする事業主であつ

て、売上額の2分の1以上がその指定業種に関連した事業の事業主

3. 「雇用政策基本法施行令」第29条第1項第2号又は第3号により雇用調整支援等が必要な地域に指定された地域（以下「指定地域」という。）に所在する事業の事業主

- (3) 雇用労働部長官は、前項各号のいずれか一つに該当する事業主が、雇用維持措置又は転職支援を行う場合は、第19条から第22条までの規定にかかわらず、「雇用政策基本法」による雇用政策審議会（以下「雇用政策審議会」という。）の審議を経て、支援の要件及び支援の水準を別に定めることができる。
- (改正 2008. 9. 18、2009. 12. 30、2010. 7. 12)

(雇用維持支援金の支給対象)

第19条

- (1) 雇用労働部長官は、法第21条第1項により、雇用調整を余儀なくされた事業主が、その事業において雇用した被保険者（日用勤労者、「勤労基準法」第26条により解雇が予告された者及び経営上理由による事業主の勧告により退職が予定された者を除く。以下この章において同じ。）について、次の各号のいずれか一つに該当する措置（以下「雇用維持措置」という。）を講じて、その雇用維持措置期間及びその後1カ月の間雇用調整により被保険者を離職させない場合に、支援金（以下「雇用維持支援金」という。）を支給する。

(改正 2009. 3. 12、2009. 5. 28、2010. 7. 12、2010. 12. 31、2013. 4. 22、2013. 12. 24、2017. 12. 26)

1. 勤労時間の調整、交代制（勤労者を組別に分けて交代で勤めさせることをいう。）の改編又は休業等を通じて、暦による1カ月単位において全被保険者総勤労時間〔数〕の100分の20を超えて勤労時間を短縮し、その短縮された勤労時間に対する賃金を保全するために金品を支給する場合。この場合において、全被保険者総勤労時間等勤労時間の算定方法に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。
 2. 削除（2017. 12. 26）
 3. 1カ月以上休職を付与する場合
 4. 削除（2013. 12. 24）
 5. 削除（2010. 2. 8）
- (2) 前項にかかわらず、事業主が同項による雇用維持措置期間の間勤労者を新しく雇用し、又は3年以上連続して同じ月に雇用維持措置を実施する場合は、管轄職業安定機関の長は、やむを得ないと認められる場合を除き、当該月に対する雇用維持支援金を支給しない。(改正 2013. 4. 22、2013. 12. 24)
- (3) 削除（2013. 4. 22）

(雇用維持支援金の金額等)

第21条

- (1) 雇用維持支援金は、次の各号に該当する金額とする。ただし、雇用労働部長官が失業の急増等雇用事情が悪化し、雇用安定のために必要であると認めるときは、事業主が被保険者の賃金を保全するため

に支給した金品の4分の3（優先支援対象企業に該当しない企業（以下「大規模企業」という。）の場合にあっては、3分の2）に相当する金額（1年の範囲内で雇用労働部長官が定めて告示する期間に限定する。）とする。 （改正：2012. 1. 13、2013. 4. 22、2013. 12. 24、2017. 12. 26）

1. 勤労時間の調整、交代制の改編、休業又は休職等により短縮された勤労時間が暦による1カ月の期間の間100分の50未満の場合：短縮された勤労時間又は休職期間について事業主が被保険者の賃金を保全するために支給した金品の3分の2（大規模企業の場合は、2分の1）に該当する金額

2. 勤労時間の調整、交代制の改編、休業又は休職等により短縮された勤労時間が暦による1カ月の期間の間100分の50以上の場合：短縮された勤労時間又は又は休職期間について事業主が被保険者の賃金を保全するために支給した金品の3分の2（大規模企業の場合は、2分の1）に該当する金額

3. 削除（2013. 12. 24）

4. 削除（2013. 12. 24）

5. 削除（2010. 2. 8）

(2) 前項による雇用維持支援金は、その措置を実施した日数（二以上の雇用維持措置を同時に実施した日は1日とみなす。）の合計が、その保険年度の期間中に180日に達するときまでそれぞれの雇用維持措置に対して雇用維持支援金を支給する。 （改正 2013. 12. 24, 2017. 12. 26）

(3) 削除（2013. 12. 24）

(4) 削除（2013. 12. 24）

(5) 第1項により支給される雇用維持支援金は、雇用維持措置別対象勤労者1人当たり雇用労働部長官が定めて告示する金額を超過できない。 （改正 2010. 7. 12、2012. 1. 13）

[題名改正 2013. 4. 22]

(休業等による賃金減少水準)

第21条の2 法第21条第1項後段で「大統領令で定める水準」とは、平均賃金の100分の50未満（支給される賃金がない場合を含む。）をいう。 [本条新設 2013. 4. 22]

(離職予定者等の再就職支援)

第22条 雇用労働部長官は、法第21条第1項により、雇用調整を余儀なくされた事業主が、単独又は共同で次の各号のいずれか一つに該当する者に迅速な再就職を支援するために必要な施設を直接整備し、又はその施設を備えた外部機関に委託して再就職に必要なサービスを提供する場合は、雇用労働部長官が定めるところにより、その費用の一部を支援することができる。

1. 当該事業の被保険者であって、雇用調整、定年又は勤労契約期間の終了に伴う離職予定者

2. 当該事業の被保険者であった者であって、雇用調整、定年又は勤労契約期間の終了に伴い離職した者 [条文改正 2010. 12. 31]

(地域雇用の促進)

第 22 条 雇用労働部長官は、雇用機会が明確に不足し、又は産業構造の変化等により雇用情勢が急速に悪化している地域において事業を移転し、又は当該地域において事業を新設又は増設してその地域の失業の予防及び再就職促進に寄与した事業主、その他の当該地域の雇用機会拡大に必要な措置を講じた事業主に対して、大統領令で定めるところにより、必要な支援ができる。

(改正 2010. 6. 4)

※大統領令 (施行令)

(地域雇用促進支援金)

第 24 条

(1) 雇用労働部長官は、法第 22 条により、指定地域において事業を移転し、又は指定地域において事業を新設又は増設する場合であって、次の各号の要件をすべて備えて事業を移転、新設又は増設する事業主に対して、地域雇用促進支援金を支給する。

(改正 2009. 12. 30、2010. 7. 12、2010. 12. 31)

1. 「雇用政策基本法施行令」第 29 条第 2 項により告示された雇用調整の支援等の期間 (以下この条において「指定期間」という、) に、事業の移転、新設又は増設及びそれによる勤労者の雇用に関する地域雇用計画をたてて雇用労働部長官に申告すること
2. 前号により雇用労働部長官に申告した地域雇用計画により施行すること
3. 地域雇用計画が提出された日から 1 年 6 カ月以内に移転、新設又は増設された事業の操業が開始されること
4. 移転、新設又は増設された事業の操業が開始された日 (以下この条において「操業開始日」という。) 現在において、その指定地域又は他の指定地域に 3 カ月以上居住した求職者をその移転、新設又は増設された事業の被保険者として雇用していること
5. 「雇用政策基本法」第 10 条による雇用政策審議会でその必要性が認められた事業であること
6. 地域雇用計画の実施状況及び雇用された被保険者に対する賃金支給状況が記載された書類を備えて施行すること

(2) 地域雇用促進支援金を受けようとする事業主は、前項第 3 号による操業を開始したときは、雇用労働部長官に申告しなければならない。 (改正 2010. 7. 12)

(3) 地域雇用促進支援金は、第 1 項第 4 号により雇用された被保険者に支給された賃金の 2 分の 1 (大規模企業の場合は 3 分の 1 とする。) に該当する金額とし、第 21 条第 5 項により雇用労働部長官が告示した金額を超過できない。 (改正 2010. 12. 31、2012. 1. 13)

(4) 地域雇用促進支援金は、操業開始日から 1 年間支給する。 (改正 2010. 12. 31)

(5) 地域雇用促進支援金は、一の指定期間に第 1 項第 4 号により雇用された被保険者数が 200 人を超過する場合は、その超過する人員のうち 100 分の 30 に対してのみ支給する。

(6) 地域雇用促進支援金は、次の各号のいずれか一つに該当する場合は支給しない。

(新設 2010. 12. 31、2013. 12. 24)

1. 第1項第4号により雇用された被保険者の雇用期間が6カ月未満の場合
2. 事業主が、操業開始日前3カ月から操業開始日後1年までの間に、雇用調整により勤労者を離職させた場合
3. 第1項第4号により求職者を被保険者として雇用した事業主が、当該被保険者の最終離職当時の事業主であった場合。ただし、事業主が「勤労基準法」第25条第1項により当該勤労者を優先的に雇用した場合を除く。
4. 第1項第4号により求職者を被保険者として雇用した事業主が、当該勤労者の最終離職当時の事業主と合併し、又はその事業を譲り受けた事業主である場合等当該勤労者の最終離職当時の事業と関連する事業主である場合
5. その他の事業主が「最低賃金法」による最低賃金額未満の賃金を支給する等雇用労働部令で定める場合

(7) 削除 (2013. 12. 24)

(8) 地域雇用促進支援金の申請及び支給に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 7. 12、2010. 12. 31)

(高齢者等雇用促進の支援)

第23条 雇用労働部長官は、高齢者等の労働市場の通常の状態では就職が特に困難な者（以下「高齢者等」という。）の雇用を促進するために、高齢者等を新しく雇用し、又はこれらの雇用の安定に必要な措置を講じる事業主又は事業主が実施する雇用安定措置に該当した勤労者に対して、大統領令で定めるところにより、必要な支援ができる。 (改正 2010. 6. 4)

※大統領令（施行令）

(高齢者雇用延長支援金)

第25条

(1) 雇用労働部長官は、法第23条により、次の各号のいずれか一つに該当する要件を備えた事業の事業主に対して高齢者雇用延長支援金を支給する。ただし、常時使用する勤労者数が300人以上である事業の事業主は、この限りでない。

(改正 2008. 12. 31、2010. 7. 12、2010. 12. 31、2013. 1. 25、2013. 12. 24)

1. 削除 (2010. 12. 31)
2. 定年を廃止し、又は既に定めた定年を60歳以上で1年以上延長すること。ただし、定年廃止又は定年延長の前3年以内に当該事業場の定年を廃止し、定年を新しく設定し、又は既に定めていた定年を短縮した場合は、高齢者雇用延長支援金を支給しない。
3. 定年を55歳以上で定めた事業場の事業主に雇用されて18カ月以上継続して勤務した後定年に

達した者を退職させず、又は定年退職後 3 カ月以内に雇用（以下この条及び第 28 条において「再雇用」という。）し、及び再雇用前 3 カ月、再雇用後 6 カ月の間に勤労者を雇用調整により離職させなかったこと。ただし、1 年未満の期間を定めて再雇用し、又は再雇用前 3 年以内にその事業場の定年を短縮した場合は、高齢者雇用延長支援金を支給しない。

(2) 削除 (2010. 12. 31)

(3) 削除 (2010. 12. 31)

(4) 第 1 項第 2 号の要件を備えた事業主に支給する高齢者雇用延長支援金は、雇用労働部長官が毎年賃金上昇率、労働市場条件等を考慮して告示する金額に、その事業主に雇用されて 18 カ月以上継続して勤務し、従前の定年に達した後、定年の廃止又は延長により継続して勤務する勤労者数（第 28 条により賃金ピーク制支援金を支給される者を除く。）を乗じて算定し、次の各号の区分による期間支援する。

(改正 2010. 7. 12、2010. 12. 31、2012. 1. 13、2013. 1. 25、2013. 12. 24)

1. 定年廃止の場合：定年が廃止された勤労者の従前の定年日から 1 年が経過した日の翌日（従前の定年が 58 歳未満である場合は、58 歳になる日）から 1 年

2. 定年が延長された場合：定年が延長された勤労者の従前の定年日の次の日から次の各号の区分による期間

カ. 定年延長期間が 1 年以上 3 年未満の場合：1 年

ナ. 定年延長期間が 3 年以上である場合：2 年

(5) 第 1 項第 3 号の要件を備えた事業主に支給する高齢者雇用延長支援金は、雇用労働部長官が毎年賃金上昇率、労働市場条件等を考慮して告示する金額に、定年後再雇用した勤労者数（第 28 条により賃金ピーク制支援金を支給される者を除く。）を乗じて算定した金額とし、次の各号の区分による期間の間支給する。

(改正 2010. 7. 12、2010. 12. 31、2012. 1. 13、2012. 10. 29、2013. 12. 24)

1. 再雇用期間が 1 年以上 3 年未満の場合：6 カ月

2. 再雇用期間が 3 年以上である場合：1 年

(6) 高齢者雇用延長支援金の申請及び支給に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 7. 12、2010. 12. 31)

[題名改正 2010. 12. 31]

[大統領令第 25022 号 (2013. 12. 24) 付則第 2 条第 1 項の規定により、この条は 2016 年 12 月 31 日まで有効である。ただし、2016 年 12 月 31 日まで高齢者雇用延長支援金支給要件に該当することとなった事業主に対する支援金の支給に関しては、有効期間が過ぎた後にも第 25 条の改正規定を適用する。]

(60 歳以上高齢者雇用支援金)

第 25 条の 2

(1) 雇用労働部長官は、法第 23 条により、次の各号の要件をすべて満たした事業の事業主に対して 60

歳以上高齢者雇用支援金を支給する。 (改正 2014. 12. 31)

1. 定年を定めない事業場であること
 2. 毎分岐において、その事業の月平均勤労者数に対する毎月末日現在継続して1年以上雇用された満60歳以上の月平均勤労者数の比率が、業種別に雇用労働部長官が定めて告示する比率以上であること
 3. 事業主が、60歳以上高齢者雇用支援金申請日当時、大統領令第22603号雇用保険法施行令一部改正令付則第18条による高齢者雇用促進奨励金を1回以上支給され、その支給限度期間内にある者ではないこと
- (2) 事業主が、前項による60歳以上高齢者雇用支援金（以下「60歳以上高齢者雇用支援金」という。）を申請する前3カ月から申請した後6カ月までの間に、満55歳以上の勤労者を雇用調整により離職させた場合は、60歳以上高齢者雇用支援金を支給しない。
- (4) 60歳以上高齢者雇用支援金の支給のために勤労者数を算定する場合は、日用勤労者及び法第10条第2号から第5号までの規定に該当する者は除く。
- (5) 60歳以上高齢者雇用支援金の申請及び支給に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2012. 1. 13]

[大統領令第23513号(2012. 1. 13)付則第2条第2項の規定により、この条の改正規定は、2014年12月31日まで有効である。]

(雇用促進奨励金)

第26条

- (1) 雇用労働部長官は、法第23条により、障害者、女性家長〔世帯主?〕等労働市場の通常の条件では就職が特に困難な者の就職を促進するために、職業安定機関その他の雇用労働部令で定める機関（以下この条において「職業安定機関等」という。）に求職登録をした者であって次の各号のいずれか一つに該当する失業者を被保険者として雇用した事業主に対して雇用促進奨励金を支給する。

(改正 2012. 1. 13、2013. 1. 25、2016. 12. 30)

1. 雇用労働部長官が告示するところにより、労働市場の通常の条件では就職が特に困難な者を対象とした就職支援プログラムを履修した者
2. 「障害者雇用促進及び職業リハビリ法」第2条第2号による重症障害者であって1カ月以上失業状態にある者
3. 家族扶養の責任がある女性失業者のうち雇用労働部令で定める者であって、「国民基礎生活保障法施行令」第11条第2項前段による就職対象者又は「片親家族支援法」第5条及び第5条の2による保護対象者に該当し、かつ、1カ月以上失業状態にある者
4. 島嶼地域（済州特別自治道本島及び防波堤又は橋梁等で陸地と連結されている島嶼は除く。）に居住し、第1号の就職支援プログラムへの参加が困難である者であって1カ月以上失業状態にある者

- (2) 前項による雇用促進奨励金は、(以下「雇用促進奨励金」という。)は、事業主が被保険者を6カ月以上雇用した場合に、次の各号の区分により支給する。ただし、雇用労働部長官が定めて告示する被保険者については、雇用期間が1カ月以上である場合にも当該雇用促進奨励金を支給できる。

(改正 2016. 12. 30)

(新設 2012. 1. 13、2013. 1. 25)

1. 雇用期間が6カ月以上12カ月未満の場合：6カ月分
2. 雇用期間が12カ月以上である場合：12カ月分。ただし、雇用労働部長官が定めて告示する被保険者に関する雇用期間が18カ月以上である場合には、次の各モクの区分に従う。
 - カ. 雇用期間が18カ月以上24カ月未満の場合：18カ月分
 - ナ. 雇用期間が24カ月以上である場合：24カ月分

- (3) 第1項による雇用促進奨励金は次の各号のいずれか一つに該当する場合は支給しない。

(改正 2012. 1. 13、2013. 1. 25、2016. 12. 30)

1. 勤労契約期間が短期間である場合等雇用労働部令で定める場合に該当する者を雇用する場合
2. 削除 (2013. 1. 25)
3. 優先支援対象企業でない企業が満29歳以下である失業者であって雇用労働部長官が定める者を雇用する場合
4. 事業主が、雇用促進奨励金の支給対象者を雇用した時前3カ月から雇用後1年まで(雇用促進奨励金支給対象者の雇用期間が1年未満の場合にあっては、その雇用関係終了時まで)の間に、雇用調整により勤労者(雇用促進奨励金支給対象勤労者より後に雇用された勤労者を除く。)を離職させる場合
5. 第1項による雇用促進奨励金の支給対象者を雇用した事業主が、当該勤労者の離職(当該事業主が当該勤労者を雇用する前1年以内に離職した場合に限る。次号において同じ。)当時の事業主と同じである場合。ただし、次の各モクのいずれか一つに該当する場合は、この限りでない。
 - カ. 事業主が「勤労基準法」第25条第1項により当該勤労者を優先的に雇用した場合
 - ナ. 事業主が日用勤労者として雇用した勤労者を期間の定めのない勤労契約を締結して再び雇用した場合
6. 第1項による雇用促進奨励金の支給対象者を雇用した事業主が、当該勤労者の最終離職当時の事業主と合併し、又はその事業を譲り受けた事業主である場合等当該勤労者の最終離職当時の事業と関連する事業主である場合として雇用労働部令で定める場合
7. 事業主が賃金等を未払いし、「勤労基準法」第43条の2により名簿が公開中である場合

- (4) 雇用促進奨励金は、毎年雇用労働部長官が賃金上昇率、労働市場条件等を考慮して告示する金額に雇用された被保険者数を乗じて支給するものとし、支給対象となった期間の間事業主が負担する賃金の100分の80を超過できない。

(改正 2016. 12. 30)

- (5) 雇用促進奨励金の支給対象となる被保険者の数は、当該事業の直前の保険年度末日における基準被保険者数の100分の30(小数点以下切り捨て)から、当該雇用促進奨励金支給対象者の雇用日直前3

年間において雇用促進奨励金の支給対象となった被保険者数を差し引いた人員数を限度とする。

(改正 2016. 12. 30)

(6) 前項にもかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、雇用促進奨励金の支給対象となる被保険者の数は、次の各号の区分による被保険者数で当該雇用促進奨励金支給対象者雇用日の直前 3 年間に於いて雇用促進奨励金の支給対象となった被保険者数を差し引いた人員数を限度とする。

(改正 2012. 1. 13、2016. 12. 30)

1. 第 1 項により新しく雇用した被保険者数が 30 人以上である場合：30 人
2. 当該事業の直前の保険年度末日における基準被保険者数が 1 人以上 10 人未満の場合：3 人
3. 当該事業の直前の保険年度末日における基準被保険者がいない場合：勤労者が新しく雇用されたことによる保険関係成立の日現在を基準とした被保険者数の 100 分の 30 (被保険者数が 1 人以上 10 人未満の場合は 3 人と、被保険者数の 100 分の 30 が 30 人を超過する場合は 30 人とする)

(7) 雇用促進奨励金の申請及び支給に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2012. 1. 13、2016. 12. 30)

[条文改正 2010. 12. 31]

[題名改正 2016. 12. 30]

(賃金ピーク制支援金)

第 28 条

(1) 雇用労働部長官は、法第 23 条により、次の各号のいずれか一つに該当する場合（以下この条において「賃金ピーク制」という。）は、勤労者に賃金ピーク制支援金を支給する。ただし、第 2 号に該当する場合には、事業主にも賃金ピーク制支援金を支給する。

(改正 2010. 12. 31、2013. 1. 25、2013. 12. 24、2014. 12. 31)

1. 事業主が、勤労者代表の同意を受けて、定年を 60 歳以上に延長し、又は定年を 56 歳以上 60 歳未満に延長し、55 歳以後から一定の年齢、勤続時点〔期間〕又は賃金額を基準として賃金を減少させる制度を施行する場合
2. 事業主が前号による制度を施行し、又は第 4 号により再雇用する際に、週当たり所定勤務時間を 15 時間以上 30 時間以下に短縮する場合
3. 削除 (2013. 12. 24)
4. 定年を 55 歳以上に定める事業主が、定年に達した者を再雇用（再雇用期間が 1 年未満の場合を除く。）する際に、定年退職以後から賃金を減少させる場合

(2) 前項による賃金ピーク制支援金は、当該事業主に雇用されて 18 カ月以上勤続した者であつて、ピーク賃金（賃金ピーク制の適用により賃金が最初に減額された日が属する年度の直前の年度における賃金をいう。以下この条において同じ。）と当該年度の賃金とを比較して次の各号の区分による比率以上低くなった者（当該年度の賃金が、雇用労働部長官が告示する金額以上の場合を除く。）に對して支給する。

(改正 2010. 7. 12、2010. 12. 31、2012. 1. 13、2013. 1. 25、2013. 12. 24、2015. 12. 31)

1. 前項第 1 号の場合：定年延長期間により次の各モクの区分による比率。ただし、常時使用する勤労者数が 300 人未満の事業は、100 分の 10 とする。

カ. 賃金ピーク制適用日から 1 年まで：100 分の 10

ナ. 賃金ピーク制適用日から 1 年を超え 2 年まで：100 分の 15

ダ. 賃金ピーク制適用日から 2 年を超えた以後：100 分の 20

2. 前項第 2 号の場合：100 分の 30

3. 前項第 4 号の場合：100 分の 20。ただし、常時使用する勤労者数が 300 人未満の事業は 100 分の 10 とする。

(3) 第 1 項による賃金ピーク制支援金は、当該勤労者のピーク賃金と当該年度の賃金との差額、賃金引き上げ率等を考慮して雇用労働部長官が告示する金額とする。

(改正 2010. 7. 12、2010. 12. 31)

(4) 第 1 項による賃金ピーク制支援金は、賃金ピーク制が適用される日から 5 年の間支給する。ただし、雇用期間が 5 年より短い場合は、その雇用期間の間支給し、第 1 項第 1 号による賃金ピーク制施行以後第 1 項第 4 号により再雇用した場合であっても、最大支給期間は、通算して 5 年とする。

(改正 2013. 12. 24)

(5) 第 1 項による賃金ピーク制支援金の金額算定、申請及び支給等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 12. 31)

[大統領令第 25022 号 (2013. 12. 24) 付則第 2 条第 2 項の規定により、この条は、次の区分により有効である。ただし、第 1 号及び第 2 号による日まで賃金ピーク制支援金支給要件に該当することとなった勤労者に対する支援金の支給に関しては、有効期間が過ぎた後にも第 28 条の改正規定を適用する。]

1. 常時 300 人以上の勤労者を使用する事業又は、事業場、「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関、「地方公企業法」第 49 条による地方（脂肪）工事及び同じ法第 76 条による地方（脂肪）公団：2015 年 12 月 31 日。

2. 常時 300 人未満の勤労者を使用する事業又は、事業場、国家及び地方自治体：2016 年 12 月 31 日)

[題名改正 2010. 12. 31]

(定年を 60 歳以上に定めた事業又は事業場での賃金減額に伴う支援金)

第 28 条の 2

(1) 雇用労働部長官は、法第 23 条により定年を 60 歳以上に定めた事業又は事業場において 55 歳以後から賃金を減額する制度を施行する場合は、賃金が減少した当該勤労者に賃金を減額する制度が適用される日から 2018 年 12 月 31 日まで支援金を支給する。ただし、当該勤労者の雇用期間が 2018 年 12 月 31 日前に終了する場合は、その雇用期間の間支給する。

(2) 前項による支援金は、当該事業主に雇用されて 18 ヶ月以上継続して勤務した者であって、ピーク賃

金(同項による制度の施行により賃金が最初に減額された日が属する年度の直前の年度における賃金をいう。以下この条で同じ。)と当該年度の賃金を比較して100分の10以上低下した勤労者(当該年度の賃金が雇用労働部長官の告示する金額以上の場合を除く。)について支給する。

(3) 第1項による支援金は、当該勤労者のピーク賃金と当該年度賃金の差額及び賃金引き上げ率等を考慮して雇用労働部令で定める基準により雇用労働部長官が定めて告示する金額とする。

(4) 第1項による支援金の申請及び支給等に必要事項は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2015. 12. 4]

(出産育児期雇用安定奨励金)

第29条

(1) 雇用労働部長官は、法第23条により、次の各号のいずれか一つに該当する事業主に対して出産育児期雇用安定奨励金を支給する。ただし、賃金等を未払いし、「勤労基準法」第43条の2により名簿が公開中である事業主に対しては、支給しない。

(改正 2013. 1. 25、2013. 12. 24、2014. 6. 17、2014. 9. 30、2015. 6. 30、2016. 12. 30、2018. 7. 3、2018. 12. 31)

1. 削除 (2018. 12. 31)

次の各モク〔カ又はナ〕のいずれか一つに該当する被保険者である女性勤労者の勤労契約期間若しくは派遣契約期間が妊娠期間、「勤労基準法」第74条第1項による出産前後休暇(以下「出産前後休暇」という。)期間又は「男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律」第19条による育児休職期間(子供が生後15カ月になる時までの期間に限る。)中に終わる場合はその勤労契約期間若しくは派遣契約期間が終了する際に、又は出産後15カ月以内に、その勤労者と期間の定めのない勤労契約を締結する事業主(ナの派遣勤労者である場合にあつては、「派遣勤労者保護等に関する法律」による使用事業主を含む。)

カ. 勤労契約期間が1年以下である者

ナ. 「派遣勤労者保護等に関する法律」による派遣勤労者

2. 被保険者である勤労者に「男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律」第19条による育児休職又は同法第19条の2による育児期勤務時間短縮(以下「育児休職等」という。)を30日(「勤労基準法」第74条第1項による出産前後休暇(以下「出産前後休暇」という。)の期間と重複する期間を除く。)以上許容した事業主

3. 被保険者である勤労者に出産前後休暇、「勤労基準法」第74条第3項による遺産〔流産〕・死産休暇(以下「遺産・死産休暇」という。)又は育児休職等を30日以上付与し、又は許容して代替人材を雇用した場合であつて、次の各モク〔カからダまで〕の要件をいずれも満たす事業主

カ. 出産前後休暇、遺産・死産休暇又は育児休職等の開始日前30日に当たる日(出産前後休暇に引き続いて遺産・死産休暇又は育児休職等を開始する場合は、出産前後休暇開始日前60日に当たる日)以後新たに代替人材を雇用し、30日以上継続して雇用すること

ナ. 出産前後休暇、遺産・死産休暇又は育児休職等が終了した後、出産前後休暇、遺産・死産休

暇又は育児休職等を取得した勤労者を 30 日以上継続して雇用すること。ただし、事業主が出産前後休暇、遺産・死産休暇又は育児休職等を取得した勤労者自身の事情によって当該勤労者を 30 日以上継続して雇用できない場合は、その限りでない。

ダ. 新たに代替人材を雇用する前 3 カ月から雇用後 1 年まで（当該代替人材の雇用期間が 1 年未満の場合には、その雇用関係終了時までとする。）の間において、雇用調整により他の勤労者（新たに雇用した代替人材より後に雇用された勤労者を除く。）を離職させないこと

(2) 削除 (2018. 12. 31)

(3) 第 1 項第 2 号による出産育児期雇用安定奨励金は、育児休職等の許容による事業主の労務費用負担を考慮して雇用労働部長官が毎年事業規模別に告示する金額に、勤労者が取得した育児休職等の月数（「腐敗防止並びに国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」第 2 条第 1 号カからソまでの規定による機関及び「公共機関の運営に関する法律」第 4 条から第 6 条までの規定により指定・告示された公共機関の勤労者が育児休職をした場合には、その期間を除く。以下この条において同じ。）を乗じて算定した金額とする。この場合において、出産育児期雇用安定奨励金のうち 1 カ月分に相当する金額は育児休職等を開始した日から 1 カ月以後に支給し、残りの金額は育児休職等が終了した後 6 カ月以上その勤労者を被保険者として継続して雇用する場合に支給する。

(改正 2012. 1. 13、2013. 1. 25、2015. 6. 30、2016. 12. 30)

(4) 第 1 項第 3 号による出産育児期雇用安定奨励金（以下「代替人材支援金」という。以下この条において同じ。）は、代替人材の採用による事業主の労務費用負担を考慮して雇用労働部長官が事業規模別に告示する金額に、出産前後休暇、遺産・死産休暇又は育児休職等を取得した期間（出産前後休暇、遺産・死産休暇又は育児休職等を取得する前 2 週間の業務引受引継期間を含む。）中に代替人材を使用した月数を乗じて算定した金額とし、この令[大統領令]又は他の法令により国家又は地方自治体が当該代替人材採用に関して事業主に支給する支援金又は奨励金等がある場合には、その支援金又は奨励金等の金額を差し引いた金額とする。この場合において、代替人材支援金の金額は、事業主が党外代替人材に支給した賃金額を超過できない。

(改正 2012. 7. 10、2013. 1. 25、2013. 12. 24、2015. 6. 30、2016. 12. 30)

(5) 第 1 項による出産育児期雇用安定奨励金の申請及び支給等に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2013. 1. 25、2016. 12. 30)

[条文改正 2010. 12. 31]

[題名改正 2016. 12. 30]

(建設勤労者等の雇用安定支援)

第 24 条

(1) 雇用労働部長官は、建設勤労者等雇用状態が不安定な勤労者のために、次の各号の事業を実施する事業主に対して、大統領令で定めるところにより、必要な支援ができる。

(改正 2010. 6. 4)

1. 雇用状態の改善のための事業
 2. 継続的な雇用機会の付与等雇用安定のための事業
 3. その他の大統領令で定める雇用安定事業
- (2) 雇用労働部長官は、前項各号の事業と関連して、事業主が単独で雇用安定事業を実施することが困難な場合であって大統領令で定める場合は、事業主団体に対しても支援ができる。
- (改正 2010. 6. 4)

(雇用安定及び就職促進)

第 25 条

- (1) 雇用労働部長官は、被保険者等の雇用安定及び就職を促進するために、次の各号の事業を直接実施し、又はこれを実施する者に対して必要な費用を支援又は貸付けることができる。
- (改正 2010. 6. 4)

1. 雇用管理診断等雇用改善支援事業
2. 被保険者等の創業を促進するための支援事業
3. その他の被保険者等の雇用安定及び就職を促進するための事業であって大統領令で定める事業

- (2) 前項による事業の実施及び費用の支援・貸付に必要な事項は、大統領令で定める。

※大統領令（施行令）において、雇用管理診断、高齢者・女性・障害者に関する雇用環境改善事業、建設労働者の雇用安定事業などが定められている。

(雇用促進施設に対する支援)

- 第 26 条 雇用労働部長官は、被保険者等の雇用安定・雇用促進及び事業主の人材確保を支援するために、大統領令で定めるところにより、相談施設、子供の家、その他の大統領令で定める雇用促進施設を設置・運営する者に対して必要な支援ができる。 (改正 2010. 6. 4、2011. 6. 7)

※大統領令（施行令）

(雇用促進施設の支援)

第 38 条

- (1) 法第 26 条で「その他の大統領令で定める雇用促進施設」とは、次の各号の施設をいう。

(改正 2009. 12. 30、2010. 7. 12)

1. 「雇用政策基本法」第 11 条第 4 項により地方自治体が設置・運営する就職脆弱階層に対する雇用サービスの提供に必要な施設
2. 「高等教育法」第 2 条第 1 号・第 2 号及び第 4 号による学校のうち雇用労働部長官が指定した学校が運営する就職支援施設

3. 「初等・中等教育法施行令」第 80 条第 1 項第 1 号による専門系高等学校のうち雇用労働部長官が指定した学校
 4. 「高齢者雇用促進法」第 11 条による高齢者人材銀行
 5. その他の被保険者等の雇用の安定、雇用促進及び事業主の人材確保のための施設であって雇用労働部令で定める雇用促進施設
- (2) 雇用労働部長官は、法第 26 条により雇用促進施設を設置・運営する者に対して、当該施設の設置・運営に必要な費用の一部を支援することができる。 (改正 2009. 12. 30、2010. 7. 12)
- (3) 第 1 項による雇用促進施設の支援に必要な事項は、雇用労働部長官が定める。 (改正 2010. 7. 12)
- (4) 雇用労働部長官は、法第 26 条により、事業主が単独又は共同で設置・運営する子供の家の運営費用のうちの一部を、雇用労働部令で定めるところにより、支援することができる。この場合において、優先支援対象企業の事業主（優先支援対象企業の数 が 100 分の 50 以上である事業主団体を含むものの、毎月末日を基準として当該事業主団体が設置・運営する職場の子供の家で保育する幼児のうち優先支援対象企業所属被保険者の子供の数 が全体保育幼児数の 100 分の 50 以上である場合に限る。以下この条において同じ。）に対しては、支援の水準を高く定めることができる。
(改正 2010. 7. 12、2011. 12. 8、2013. 12. 24、2015. 12. 4、2017. 12. 26)
- (5) 雇用労働部長官は、法第 26 条により、子供の家を単独又は共同で設置しようとする事業主又は事業主団体に対して、雇用労働部長官が定めるところにより、その設置費用を融資し、又は一部支援することができる。この場合において、優先支援対象企業の事業主及び障害児童又は嬰兒のための子供の家を設置しようとする事業主又は事業主団体に対しては、融資又は支援の水準を高く定めることができる。 (改正 2010. 2. 8、2010. 7. 12、2011. 12. 8、2013. 12. 24)

(支援の制限)

第 26 条の 2 雇用労働部長官は、第 20 条から前条までの規定による支援を行うときは、事業主が別の法令による支援金又は奨励金等の金銭を支給されていた場合等大統領令で定める場合は、その金額を差し引いて支援することができる。 [本条新設 2011. 7. 21]

(事業主に対する職業能力開発訓練の支援)

第 27 条 雇用労働部長官は、被保険者等の職業能力を開発・向上させるために、大統領令で定める職業能力開発訓練を実施する事業主に対して、大統領令で定めるところにより、その訓練に必要な費用を支援することができる。 (改正 2010. 6. 4)

※大統領令（施行令）

(事業主に対する職業能力開発訓練費用の支援)

第 41 条

(1) 法第 27 条で「大統領令で定める職業能力開発訓練」とは、「勤労者職業能力開発法」第 24 条によ

り訓練課程の認定を受けた訓練課程であって次の各号のいずれか一つに該当する訓練をいう。

(改正 2010. 7. 12、2010. 12. 31、2012. 1. 13、2016. 12. 30)

1. 被保険者（法第 2 条第 1 号のナによる被保険者（以下「自営業者である被保険者」という。）を除く。）を対象に実施する職業能力開発訓練
2. 被保険者ではない者であって当該事業主に雇用された者を対象に実施する職業能力開発訓練
3. 当該事業又はその事業と関連する事業で雇用しようとする者を対象に実施する職業能力開発訓練
4. 職業安定機関に求職登録した者を対象に実施する職業能力開発訓練
5. 当該事業に雇用された被保険者（自営業者である被保険者を除く。）に次の各モクのいずれか一つの要件を備えた有給休暇（「勤労基準法」第 60 条の年次有給休暇でない場合であって休暇期間中「勤労基準法施行令」第 6 条による通常賃金（以下「通常賃金」という。）に該当する金額以上の賃金を支給した場合をいう。）の間に実施する職業能力開発訓練
 - カ. 優先支援対象企業の事業主又は常時使用する勤労者数が 150 人未満の事業主が当該勤労者を対象に継続して 7 日以上の有給休暇を与え、30 時間以上の訓練を実施すること
 - ナ. カに該当する事業主が、当該勤労者を対象に継続して 30 日以上の有給休暇を与えて 120 時間以上の訓練を実施して代替人材を雇用すること
 - ダ. カに該当しない事業主が、1 年以上在職している勤労者を対象に、継続して 60 日以上の有給休暇を与えて 180 時間以上の訓練を実施すること
 - ラ. 事業主が機能・技術を奨励するために、勤労者のうち生産職又は関連職に従事する勤労者であって雇用労働部長官が告示する者を対象に、有給休暇を与えて 20 時間以上の訓練を実施すること

- (2) 前項による職業能力開発訓練の支援金は、その訓練費（雇用労働部長官が告示する基準に該当する費用に限定する。）に事業規模等を考慮して雇用労働部長官が告示する比率を乗じて算定した金額とし、同項第 3 号及び第 4 号の場合は雇用労働部長官が定めて告示する訓練手当を合算した金額とし、同項第 5 号の場合は有給休暇期間中に支給した賃金及び代替人材に支給した賃金（同号のナに限る。）の一部に該当する金額（支援水準は雇用労働部長官が定めて告示する。）を合算した金額とする。
- (改正 2010. 7. 12、2010. 12. 31、2017. 6. 27)

- (3) 法第 27 条第 2 項第 6 号で「大統領令で定める者」とは、次の各号のいずれか一つに該当する者をいう。
- (改正 2017. 6. 27)

1. 生産職又は生産関連職に従事する勤労者であって雇用労働部長官が技能・技術を奨励するために必要であると認めて告示する者
2. 法第 20 条による雇用創出のために事業主が勤労者を組別に分けて交代で勤労するようにする交代制を新たに実施し、又は組を増やして交代制を実施（4 組以下で実施する場合に限る。）した後、交代制の適用を新たに受けることとなる勤労者であって雇用労働部長官が定めて告示する者

3. 雇用労働部長官が定めた職業能力開発

- (4) 雇用労働部長官は、法第 27 条第 2 項各号に該当する勤労者を対象に職業能力開発訓練を実施する事業主に対して訓練に必要な費用を優待して支援しようとする場合には、訓練費、訓練期間中に訓練対象者及び代替人材に支給した賃金、その他の訓練に必要な費用を考慮した支援水準を定めて告示しなければならない。 (新設 2017. 6. 27)
- (5) 職業能力開発訓練の訓練費及び訓練手当の支援範囲、支援上限額及び支援申請手続き並びにその他の支援に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 7. 12、2017. 6. 27)

(費用支援の基準等)

第 28 条 雇用労働部長官が前条により事業主に対して費用を支援する場合は、支援金額は、保険料徴収法第 16 条の 3 による当該年度雇用保険料又は同法第 17 条による当該年度雇用保険概算保険料のうち雇用安定・職業能力開発事業の保険料に大統領令で定める比率を乗じた金額とするものとし、その限度は大統領令で定める。 (改正 2010. 1. 27、2010. 6. 4)

(被保険者等に対する職業能力開発支援)

第 29 条

- (1) 雇用労働部長官は、被保険者等が職業能力開発訓練を受け、又はその他の職業能力開発・向上のために努力する場合は、大統領令で定めるところにより、必要な費用を支援することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、必要であると認めるときは、大統領令で定めるところにより、被保険者等の就職を促進するための職業能力開発訓練を実施することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、大統領令で定める低所得被保険者等が職業能力開発訓練を受ける場合は、大統領令で定めるところにより、生計費を貸付けることができる。 (新設 2008. 12. 31、2010. 6. 4)

(職業能力開発訓練施設に対する支援等)

第 30 条 雇用労働部長官は、被保険者等の職業能力開発・向上のために必要であると認めるときは、大統領令で定めるところにより、職業能力開発訓練施設の設置及び装備の購入に必要な費用の貸付、その他の雇用労働部長官が定める職業能力開発訓練施設の設置及び装備の購入・運営に必要な費用を支援することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(職業能力開発の促進)

第 31 条

- (1) 雇用労働部長官は、被保険者等の職業能力開発・向上を促進するために、次の各号の事業を実施し、又はこれを実施する者に対してその事業の実施に必要な費用を支援することができる。

る。 (改正 2010. 5. 31、2010. 6. 4)

1. 職業能力開発事業に関する技術支援及び評価事業
2. 資格検定事業及び「熟練技術奨励法」による熟練技術奨励事業
3. その他の大統領令で定める事業

(2) 雇用労働部長官は、職業能力開発・向上及び人材の円滑な需給のために必要であると認めるときは、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が定める職種に関する職業能力開発訓練事業を委託して実施することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(建設勤労者等の職業能力開発支援)

第 32 条

- (1) 雇用労働部長官は、建設勤労者等雇用状態が不安定な勤労者のために、職業能力開発・向上のための事業であって大統領令で定める事業を実施する事業主に対して、その事業の実施に必要な費用を支援することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項の事業と関連して事業主が単独で職業能力開発事業を実施することが困難である場合であって大統領令で定める場合は、事業主団体に対しても支援することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(雇用情報の提供及び雇用支援基盤の構築等)

第 33 条

- (1) 雇用労働部長官は、事業主及び被保険者等に対する求人・求職・訓練等雇用情報の提供、職業・訓練相談等職業指導、職業紹介、雇用安定・職業能力開発に関する基盤の構築及びそれに必要な専門人材の配置等の事業をすることができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、必要であると認めるときは、前項による業務の一部を「職業安定法」第 4 条の 4 による民間職業相談員に遂行させることができる。 (改正 2010. 6. 4)

(地方自治体等に対する支援)

第 34 条 雇用労働部長官は、地方自治体又大統領令で定める非営利法人・団体が、その地域において被保険者等の雇用安定・雇用促進及び職業能力開発のための事業を実施する場合は、大統領令で定めるところにより、必要な支援ができる。 (改正 2010. 6. 4)

(不正行為による支援の制限等)

第 35 条

- (1) 雇用労働部長官は、偽り又はその他の不正な方法により、この章の規定による雇用安定・職業能力開発事業の支援を受けた者又は受けようとした者に対して、当該支援金のうち支給されていない金額又は支給されようとした支援金を支給せず、1 年の範囲内で大統領令で定める

- ところにより支援金の支援を制限し、又は偽り若しくはその他の不正な方法により支援された金額を返還するように命じなければならない。（改正 2008. 12. 31、2010. 6. 4、2015. 1. 20）
- (2) 雇用労働部長官は、第 1 項により返還を命じる場合は、これに追加して、雇用労働部令で定める基準により、その偽り又はその他の不正な方法により支給された金額の 5 倍以下の金額を徴収することができる。（改正 2008. 12. 31、2010. 6. 4）
- (3) 前 2 項にかかわらず、偽り又はその他の不正な方法により職業能力開発事業の支援を受けた者又は受けようとした者に対する支援の制限、返還及び追加徴収に関しては、「勤労者職業能力開発法」第 55 条第 1 項・第 2 項、第 56 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。（新設 2008. 12. 31、2010. 5. 31）
- (4) 雇用労働部長官は、保険料を滞納した者に対しては、雇用労働部令で定めるところにより、この章の規定による雇用安定・職業能力開発事業の支援をしないことができる。（改正 2008. 12. 31、2010. 6. 4、2011. 7. 21）

（業務の代行）

第 36 条 雇用労働部長官は、必要であると認めるときは、第 19 条及び第 27 条から第 31 条までの規定による業務の一部を、大統領令で定める者に代行させることができる。（改正 2010. 6. 4）

第 4 章 失業給与〔給付〕

第 1 節 通則

（失業給与の種類）

第 37 条

- (1) 失業給与は、求職給与及び就職促進手当に区分する。
- (2) 就職促進手当の種類は、次の各号のとおりとする。
1. 早期再就職手当
 2. 職業能力開発手当
 3. 広域求職活動費
 4. 移住費

（失業給与受給口座）

第 37 条の 2

- (1) 職業安定機関の長は、第 43 条による受給資格者の申請がある場合は、失業給与を受給資格者名義の指定された口座（以下「失業給与受給口座」という。）に入金しなければならない。ただし、情報通信障害又はその他の大統領令で定める避けられない理由によって失業給与を失業給与

受給口座に振り替えできないときは、現金支給等大統領令で定めるところにより失業給与を支給できる。

(2) 失業給与受給口座の該当金融機関は、この法律による失業給与のみが失業給与受給口座に入金されるように管理しなければならない。

(3) 第1項による申請方法・手続き及び前項による失業給与受給口座の管理に必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2015. 1. 20.]

(受給権の保護)

第38条

(1) 失業給与を受ける権利は、譲渡し、又は差し押さえ、若しくは担保に提供できない。

(改正 2015. 1. 20)

(2) 前条第1項により指定された失業給与受給口座の預金中大統領令で定める金額以下の金額に関する債権は、差し押さえることはできない。(新設 2015. 1. 20)

(公課金の免除)

第38条の2 失業給与として支給された金品に対しては、国家又は地方自治体の公課金(「国税基本法」第2条第8号又は「地方税基本法」第2条第1項第26号による公課金をいう。)を賦課しない。

[本条新設 2013. 3. 22]

第39条 削除 (2013. 6. 4)

第2節 求職給与〔給付〕 ※韓国における漢字表記は、「給與」である。

(求職給与の受給要件)

第40条

(1) 求職給与は、離職した被保険者が次の各号の要件をすべて備えた場合に支給する。ただし、第5号及び第6号は、最終離職当時に日用勤労者〔日雇労働者〕であった者が該当する。

1. 離職日以前の18カ月間(以下「基準期間」という。)、第41条による被保険単位期間が通算して180日以上であること
2. 勤労の意思及び能力があるにもかかわらず就職(営利を目的として事業を営む場合を含む。以下この章において同じ。)ができない状態にあること
3. 離職理由が第58条による受給資格の制限理由に該当しないこと
4. 再就職のための努力を積極的に行うこと
5. 第43条による受給資格認定申請日以前の1カ月の間の勤労日が10日未満であること

6. 最終の離職日以前の基準期間の被保険単位期間 180 日のうち他の事業で第 58 条による受給資格の制限理由に該当する理由で離職した事実がある場合は、その被保険単位期間中 90 日以上を日用勤労者として勤労したこと
- (2) 被保険者が離職日以前の 18 カ月の間において疾病・負傷その他の大統領令で定める理由により継続して 30 日以上報酬の支給を受けることができなかった場合は、18 カ月にその理由により報酬の支給を受けることができなかった日数を加算した期間を基準期間(3 年を超過するときは 3 年) とする。 (改正 2010. 1. 27)

(求職給与の受給要件)

第 40 条

- (1) 求職給与は、離職した被保険者が次の各号の要件をすべて備えた場合に支給する。ただし、第 5 号及び第 6 号は、最終離職当時に日用勤労者〔日雇労働者〕であった者に限る。

(改正 2019. 1. 15)

1. 離職日以前の 18 カ月間 (以下「基準期間」という。)、第 41 条による被保険単位期間が通算して 180 日以上であること
 2. 勤労の意思及び能力があるにもかかわらず就職(営利を目的として事業を営む場合を含む。以下この章及び次章において同じ。)ができない状態にあること
 3. 離職理由が第 58 条による受給資格の制限理由に該当しないこと
 4. 再就職のための努力を積極的に行うこと
 5. 次の各モクのいずれかに該当すること
 - カ. 第 43 条による受給資格認定申請日以前の 1 カ月の間の勤労日が 10 日未満であること
 - ナ. 建設日用勤労者 (日用勤労者として離職当時に「統計法」第 22 条第 1 項により統計庁長が告示する韓国標準産業分類における大分類の建設業に従事した人をいう。以下同じ。) であって受給資格認定申請日以前の 14 日間連続して勤労実績がないこと
 6. 最終の離職日以前の基準期間の被保険単位期間 180 日のうち他の事業で第 58 条による受給資格の制限理由に該当する理由で離職した事実がある場合は、その被保険単位期間中 90 日以上を日用勤労者として勤労したこと
- (2) 被保険者が離職日以前の 18 カ月の間において疾病・負傷その他の大統領令で定める理由により継続して 30 日以上報酬の支給を受けることができなかった場合は、18 カ月にその理由により報酬の支給を受けることができなかった日数を加算した期間を基準期間(3 年を超過するときは 3 年) とする。 (改正 2010. 1. 27)

[施行日:2019. 7. 16.]第 40 条

(被保険単位期間)

第 41 条

- (1) 被保険単位期間は、被保険期間のうち報酬支給の基礎になった日を合計して計算する。ただし、自営業者である被保険者の被保険単位期間は、第 50 条第 3 項ただし書き及び第 4 項による被保険期間とする。 (改正 2010. 1. 27、2011. 7. 21)
- (2) 前項により被保険単位期間を計算するときは、最後に被保険者資格を取得した日以前に求職給与を受けた事実がある場合は、その求職給与と関連した被保険者資格喪失日以前の被保険単位期間は算入しない。 (改正 2008. 12. 31、2010. 1. 27、2011. 7. 21)

(失業の申告)

第 42 条

- (1) 求職給与を支給されようとする〔受給しようとする〕者は、離職後遅滞なく職業安定機関に出頭して失業の申告をしなければならない。
- (2) 前項による失業の申告には、求職申請及び次条による受給資格の認定申請を含まなければならない。

(受給資格の認定)

第 43 条

- (1) 求職給与を支給されようとする者は、職業安定機関の長から、第 40 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで・第 5 号及び第 6 号による求職給与の受給要件を満たしている事実（以下「受給資格」という。）の認定を申請しなければならない。 (改正 2019. 1. 15)
- (2) 職業安定機関の長は、前項による受給資格の認定申請を受けたときは、その申請人に関する受給資格の認定の可否を決定し、大統領令で定めるところにより、申請人にその結果を知らせなければならない。
- (3) 前項による申請人が次の各号の要件にすべて該当する場合は、最後に離職した事業を基準として受給資格の認定の可否を決定する。ただし、最後の離職当時日用勤労者であって被保険単位期間が 1 カ月未満の者が受給資格を満たすことができない場合は、日用勤労者でない勤労者として最後に離職した事業を基準として決定する。 (改正 2008. 12. 31)
1. 被保険者であって最後に離職した事業に雇用される前に被保険者として離職した事実があること
 2. 最後の離職以前の離職と関連して求職給与を受けた事実がないこと
- (4) 第 2 項により受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）が、第 48 条及び第 54 条第 1 項による期間に新たに受給資格の認定を受けた場合は、新たに認定を受けた受給資格を基準として求職給与を支給する。

(失業の認定)

第 44 条

- (1) 求職給与は、受給資格者が失業した状態にある日のうちで職業安定機関の長から失業の認定を受けた日について支給する。
- (2) 失業の認定を受けようとする受給資格者は、第 42 条により失業の申告をした日から起算して 1 週から 4 週の範囲で職業安定機関の長が指定した日（以下「失業認定日」という。）に出頭し、再就職のための努力をしたことを申告しなければならず、職業安定機関の長は、直前の失業認定日の次の日からその失業認定日までのそれぞれの日について失業の認定を行う。ただし、次の各号に該当する者に対する失業の認定方法は、雇用労働部令で定める基準による。

(改正 2010. 6. 4)

 1. 職業能力開発訓練等を受けている受給資格者
 2. 天災地変、大量失業の発生等大統領令で定める理由が発生した場合の受給資格者
 3. その他の大統領令で定める受給資格者
- (3) 前項にかかわらず、受給資格者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、職業安定機関に出頭できなかった理由を示した証明書を提出して失業の認定を受けることができる。
 1. 疾病又は負傷により職業安定機関に出席できなかった場合であって、その期間が継続して 7 日未満の場合
 2. 職業安定機関の職業紹介による求人者との面接等のために職業安定機関に出頭できなかった場合
 3. 職業安定機関の長が指示した職業能力開発訓練等を受けるために職業安定機関に出頭できなかった場合
 4. 天災地変又はその他のやむを得ない理由により職業安定機関に出頭できなかった場合
- (4) 職業安定機関の長は、第 1 項による失業認定を行ったときは、受給資格者の就職を促進するために再就職活動に関する計画の樹立支援、職業紹介等大統領令で定める措置を講じなければならない。この場合において、受給資格者は、正当な理由なく職業安定機関の当該措置に従わなければならない。

(給与の基礎となる賃金日額)

第 45 条

- (1) 求職給与の算定の基礎となる賃金日額（以下「基礎日額」という。）は、第 43 条第 1 項による受給資格の認定に関連した最後の離職当時「勤労基準法」第 2 条第 1 項第 6 号により算定された平均賃金とする。ただし、最後の離職日以前の 3 カ月以内に、被保険者資格を取得した事実が 2 回以上ある場合は、最後の離職日以前の 3 カ月間（日用勤労者の場合は、最後の離職日以前の 4 カ月のうち最終 1 カ月を除いた期間）にその勤労者に支給された賃金総額をその算定の基準になる 3 カ月の総日数で除した金額を基礎日額とする。
- (2) 前項により算定された金額が、「勤労基準法」によるその勤労者の通常賃金より少ない場合

は、その通常賃金額を基礎日額とする。ただし、最後の事業で離職当時日用勤労者であった者である場合は、この限りでない。

- (3) 前2項により基礎日額を算定することが困難な場合及び保険料を保険料徴収法第3条による基準報酬（以下「基準報酬」という。）を基準として拠出していた場合は、基準報酬を基礎日額とする。ただし、保険料を基準報酬により拠出していた場合であっても、前2項により算定した基礎日額が基準報酬よりも多い場合は、この限りでない。（改正 2010. 1. 27）
- (4) 前3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定された基礎日額が、その受給資格者の離職前における1日の所定勤務時間に、離職日当時適用されていた「最低賃金法」による時間単位に該当する最低賃金額を乗じて得られる金額（以下「最低基礎日額」という。）よりも低い場合は、最低基礎日額を基礎日額とする。この場合において、離職前における1日の所定勤務時間は、雇用労働部令で定める方法により算定する。（改正 2015. 1. 20）
- (5) 第1項から第3項までの規定にかかわらず、これら規定により算定された基礎日額が、保険の趣旨及び一般勤労者の賃金水準等を考慮して大統領令で定める金額を超過する場合は、大統領令で定める金額を基礎日額とする。

（求職給与日額）

第46条

- (1) 求職給与日額は、次の各号の区分による金額とする。
1. 前条第1項から第3項まで及び第5項の場合は、その受給資格者の基礎日額に100分の50を乗じて得られる金額
 2. 前条第4項の場合は、その受給資格者の基礎日額に100分の90を乗じて得られる金額（以下「最低求職給与日額」という。）
- (2) 前項第1号により算定された求職給与日額が最低求職給与日額より低い場合は、最低求職給与日額をその受給資格者の求職給与日額とする。

（失業認定対象期間中の勤労等の申告）

第47条

- (1) 受給資格者は、失業認定を受けようとする期間（以下「失業認定対象期間」という。）内において勤労を提供し、又は創業した場合は、その事実を職業安定機関の長に申告しなければならない。（改正 2011. 7. 21）
- (2) 職業安定機関の長は、必要であると認められるときは、受給資格者の失業認定対象期間中の勤労提供又は創業事実に関して調査することができる。（改正 2011. 7. 21）

[題名改正 2011. 7. 21]

（失業認定対象期間中の就職等の申告）

第 47 条

(1) 受給資格者は、失業認定を受けようとする期間（以下「失業認定対象期間」という。）内において雇用労働部令で定める基準に該当する就職をした場合には、その事実を職業安定機関の長に申告しなければならない。（改正 2011. 7. 21, 2019. 1. 15）

(2) 職業安定機関の長は、必要であると認められるときは、受給資格者の失業認定対象期間中の就職の事実に関して調査することができる。（改正 2011. 7. 21, 2019. 1. 15）

[題名改正 2011. 7. 21, 2019. 1. 15]

[施行日：2019. 7. 16] 第 47 条

(受給期間及び受給日数)

第 48 条

(1) 求職給与は、この法律に別に規定がある場合のほか、その求職給与の受給資格に関連した離職日の次の日から起算して 12 カ月内に第 50 条第 1 項による所定給与日数を限度として支給する。

(2) 前項による 12 カ月の期間内に、妊娠・出産・育児その他の大統領令で定める理由により就職することができない者がその事実を受給期間において職業安定機関に申告した場合は、12 カ月の期間にその就職することができない期間を加算した期間（4 年を超えるときは、4 年）に第 50 条第 1 項による所定給与日数を限度として求職給与を支給する。

(3) 次の各号のいずれか一つに該当する場合は、当該最初の療養日に前項による申告をしたものとみなす。（新設 2008. 12. 31）

1. 「産業災害補償保険法」第 40 条による療養給与を受ける場合

2. 疾病又は負傷により 3 カ月以上の療養が必要であるために離職し、離職期間の間就職活動が困難である事実が、療養期間及び傷病状態を具体的に明らかにした主治医師の所見及び療養のために離職した旨の事業主の意見を通じて確認された場合

(待機期間)

第 49 条 第 44 条にかかわらず、第 42 条による失業の申告日から起算して 7 日間は、待機期間として求職給与を支給しない。

(待機期間)

第 49 条 第 44 条にかかわらず、第 42 条による失業の申告日から起算して 7 日間は、待機期間として求職給与を支給しない。ただし、最終離職当時建設日用勤労者であった人については、第 42 条による失業の申告日から起算して求職給与を支給する。（改正 2019. 1. 15）

[施行日：2019. 7. 16] 第 49 条

(所定給与日数及び被保険期間)

第 50 条

- (1) 一つの受給資格により求職給与を支給されることが出来る日（以下「所定給与日数」という。）は、待機期間が終了した日の翌日から起算して、被保険期間及び年齢により別表 1 に定めた日数になる日までとする。 (改正 2011. 7. 21)
- (2) 受給資格者が所定給与日数内に第 48 条第 2 項による妊娠・出産・育児その他の大統領令で定める理由により受給期間を延長した場合は、その期間だけ求職給与を猶予して支給する〔当該延長した期間求職給与の支給を停止する?〕。
- (3) 被保険期間は、その受給資格に関連した離職当時の適用事業で雇用された期間（第 10 条各号のいずれか一つに該当する勤労者として雇用された期間を除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、自営業者である被保険者の場合は、その受給資格に関連した廃業当時の適用事業への保険加入期間中に実際に納付した雇用保険料に該当する期間とする。 (改正 2011. 7. 21)
- (4) 前項にかかわらず、被保険期間を計算するときは、次の各号の場合は当該号によりそれぞれ被保険期間を計算する。 (改正 2011. 7. 21)
1. 従前の適用事業で被保険者資格を喪失した事実があり、その喪失した日から 3 年以内に現在の適用事業で被保険者資格を取得した場合：従前の適用事業での被保険期間を合算する。ただし、従前の適用事業の被保険者資格喪失により求職給与を支給された事実がある場合は、その従前の適用事業での被保険期間は除く。
 2. 自営業者である被保険者が従前に勤労者として雇用されて被保険者資格を喪失した事実があり、その喪失した日から 3 年以内に自営業者として被保険者資格を再び取得した場合：従前の適用事業での被保険期間を合算しないものの、本人が従前の被保険期間を合算することを希望するときに限って合算する。ただし、従前の適用事業の被保険者資格喪失により求職給与を支給された事実がある場合は、その従前の適用事業での被保険期間は除く。
- (5) 被保険者格取得に関して明らかにならなかった被保険者の場合は、一つの被保険期間に被保険者になった日が次の各号のいずれか一つに該当する日から遡及して 3 年になる年の 1 月 1 日前であるときは、第 3 項にかかわらず、その該当する日から遡及して 3 年になる日が属する保険年度の初日にその被保険者格を取得したものとみなして被保険期間を計算する。ただし、事業主が次の各号のいずれか一つに該当する日から遡及して 3 年になる年の 1 月 1 日前から当該被保険者に関する雇用保険料を継続して納付した事実が証明された場合は、雇用保険料を納付した期間をもって被保険期間を計算する。 (改正 2015. 1. 20)
1. 第 15 条による被保険者格取得申告をした日
 2. 第 17 条による被保険者格取得が確認された日

[題名改正 2011. 7. 21]

※別表 1 では、次のように定められている。

区分		被保険期間				
		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
年齢	30歳未満	90日	90日	120日	150日	180日
	30歳以上 50歳未満	90日	120日	150日	180日	210日
	50歳以上又は 障害者	90日	150日	180日	210日	240日

(所定給与日数及び被保険期間)

第 50 条

(1) 一つの受給資格により求職給与を支給されることができる日（以下「所定給与日数」という。）は、待機期間が終了した日の翌日から起算して、被保険期間及び年齢により別表 1 に定めた日数になる日までとする。 (改正 2011. 7. 21)

(2) 受給資格者が所定給与日数内に第 48 条第 2 項による妊娠・出産・育児その他の大統領令で定める理由により受給期間を延長した場合は、その期間だけ求職給与を猶予して支給する〔当該延長した期間求職給与の支給を停止する?〕。

(3) 被保険期間は、その受給資格に関連した離職当時の適用事業で雇用された期間（第 10 条及び第 10 条の 2 により適用除外勤労者として雇用された期間を除く。以下この条において同じ。）とする。ただし、自営業者である被保険者の場合は、その受給資格に関連した廃業当時の適用事業への保険加入期間中に実際に納付した雇用保険料に該当する期間とする。

(改正 2011. 7. 21, 2019. 1. 15)

(4) 前項にかかわらず、被保険期間を計算するときは、次の各号の場合は当該号によりそれぞれ被保険期間を計算する。 (改正 2011. 7. 21)

1. 従前の適用事業で被保険者資格を喪失した事実があり、その喪失した日から 3 年以内に現在の適用事業で被保険者資格を取得した場合：従前の適用事業での被保険期間を合算する。ただし、従前の適用事業の被保険者資格喪失により求職給与を支給された事実がある場合は、その従前の適用事業での被保険期間は除く。

2. 自営業者である被保険者が従前に勤労者として雇用されて被保険者資格を喪失した事実があり、その喪失した日から 3 年以内に自営業者として被保険者資格を再び取得した場合：従前の適用事業での被保険期間を合算しないものの、本人が従前の被保険期間を合算することを希望するときに限って合算する。ただし、従前の適用事業の被保険者資格喪失によ

り求職給与を支給された事実がある場合は、その従来適用事業での被保険期間は除く。

(5) 被保険者格取得に関して明らかにならなかった被保険者の場合は、一つの被保険期間に被保険者になった日が次の各号のいずれか一つに該当する日から遡及して3年になる年の1月1日前であるときは、第3項にかかわらず、その該当する日から遡及して3年になる日が属する保険年度の初日にその被保険者格を取得したものとみなして被保険期間を計算する。ただし、事業主が次の各号のいずれか一つに該当する日から遡及して3年になる年の1月1日前から当該被保険者に関する雇用保険料を継続して納付した事実が証明された場合は、雇用保険料を納付した期間をもって被保険期間を計算する。 (改正 2015. 1. 20)

1. 第15条による被保険者格取得申告をした日

2. 第17条による被保険者格取得が確認された日

[題名改正 2011. 7. 21]

[施行日 : 2019. 7. 16] 第50条

(訓練延長給与)

第51条

- (1) 職業安定機関の長は、受給資格者の年齢・経歴等を考慮したときに、再就職のために職業能力開発訓練等が必要であれば、その受給資格者に職業能力開発訓練等を受けるように指示することができる。
- (2) 職業安定機関の長は、前項により職業能力開発訓練等を受けるように指示した場合は、受給資格者がその職業能力開発訓練等を受ける期間中の失業認定を受けた日については、所定給与日数を超過して求職給与を延長して支給できる。この場合において延長して支給する求職給与（以下「訓練延長給与」という。）の支給期間は、大統領令で定める期間を上限とする。
- (3) 第1項による訓練対象者・訓練課程、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

(個別延長給与)

第52条

- (1) 職業安定機関の長は、就職が特に困難で生活が困難な受給資格者であって大統領令で定める者に対しては、その者の失業認定を受けた日について所定給与日数を超過して求職給与を延長して支給できる。
- (2) 前項により延長して支給する求職給与（以下「個別延長給与」という。）は、60日の範囲内で大統領令で定める期間の間支給する。

(特別延長給与)

第53条

- (1) 雇用労働部長官は、失業の急増等大統領令で定める理由が発生した場合は、60日の範囲内で受給資格者が失業認定を受けた日について所定給与日数を超過して求職給与を延長して支給できる。ただし、離職後の生活安定のための一定基準以上の所得がある受給資格者等雇用労働部令で定める受給資格者については、この限りでない。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項本文により延長して支給する求職給与（以下「特別延長給与」という。）を支給するときは、期間を定めて実施しなければならない。(改正 2010. 6. 4)

(延長給与の受給期間及び求職給与日額)

第 54 条

- (1) 前 3 条の規定による延長給与を支給する場合にその受給資格者の受給期間は、第 48 条によるその受給資格者の受給期間に延長された求職給与日数を加えて算定した期間とする。
- (2) 第 51 条により訓練延長給与を支給する場合にその日額は、当該受給資格者の求職給与日額の 100 分の 100 とし、第 52 条又は第 53 条により個別延長給与又は特別延長給与を支給する場合にその日額は、当該受給資格者の求職給与日額に 100 分の 70 を乗じて得られる金額とする。(改正 2008. 3. 21)
- (3) 前項により算定された求職給与日額が、第 46 条第 2 項による最低求職給与日額より低い場合は、最低求職給与日額をその受給資格者の求職給与日額とする。

(延長給与の相互調整等)

第 55 条

- (1) 第 51 条から第 53 条までの規定による延長給与は、第 48 条によりその受給資格者が支給されることができる求職給与の支給が終了した後に支給する。
- (2) 訓練延長給与を支給されている受給資格者には、その訓練延長給与の支給が終了した後でなければ、個別延長給与及び特別延長給与を支給しない。
- (3) 個別延長給与又は特別延長給与を支給されている受給資格者が訓練延長給与を支給されることになったときは、個別延長給与又は特別延長給与を支給しない。
- (4) 特別延長給与を支給されている受給資格者には、特別延長給与の支給が終了した後でなければ個別延長給与を支給せず、個別延長給与を支給されている受給資格者には、個別延長給与の支給が終了した後でなければ特別延長給与を支給しない。
- (5) その他の延長給与の調整に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。(改正 2010. 6. 4)

(国民保険料の支援)

第 55 条の 2

- (1) 雇用労働部長官は、「国民年金法」第 19 条の 2 第 1 項により、求職給与を受ける期間を国民

年金加入期間に追加算入しようとする受給資格者について、国民年金保険料の一部を支援することができる。

- (2) 前項による支援の金額は、「国民年金法」第 19 条の 2 第 3 項による年金保険料の 100 分の 25 の範囲とする。
- (3) 第 1 項による支援の手続き・方法、前項による支援の金額等必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2016. 5. 29]

(支給日及び支給方法)

第 56 条

- (1) 求職給与は、大統領令で定めるところにより、失業認定を受けた日数分を支給する。
- (2) 職業安定機関の長は、各受給資格者に対する求職給与を支給する日を定めて、当事者に知らせなければならない。

(支給されていない求職給与)

第 57 条

- (1) 受給資格者が死亡した場合において、その受給資格者に支給されなければならない求職給与としてまだ支給されていないものがある場合は、その受給資格者の配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）・子供・両親・孫子女・祖父母又は兄弟姉妹であって受給資格者と生計を共にしていた者からの請求により、その未支給分を支給する。
- (2) 受給資格者が死亡して失業認定を受けることができなかった期間については、大統領令で定めるところにより、前項により支給されていない求職給与の支給を請求する者が、その受給資格者に関する失業認定を受けなければならない。この場合において、受給資格者が第 47 条第 1 項に該当するときは、支給されていない求職給与を請求する者が同項により職業安定機関の長に申告しなければならない。
- (3) 第 1 項により支給されていない求職給与を支給されることができる者の順位は、同項に列挙された順序とする。この場合において、同じ順位者が 2 人以上いるときは、そのうちの 1 人が当該請求を全員のために行ったものとみなして、その 1 人に対する当該支給は、全員に対する支給であるとみなす。

(離職理由による受給資格の制限)

第 58 条 第 40 条にかかわらず、被保険者が次の各号のいずれか一つに該当すると職業安定機関の長が認める場合は、受給資格がないものとみなす。 (改正 2010. 6. 4)

1. 重大な帰責事由により解雇された被保険者であって、次の各モクのいずれか一つに該当する場合

- カ. 「刑法」又は職務と関連した法律に違反して禁固以上の刑を宣告された場合
 - ナ. 事業に莫大な支障を招き、又は財産上の損害を及ぼした場合であって、雇用労働部令で定める基準に該当する場合
 - ダ. 正当な理由なく勤労契約又は就業規則等に違反して長期間無断欠勤した場合
2. 自己の事情により離職した被保険者であって、次の各モクのいずれか一つに該当する場合
- カ. 前職又は自営業をするために離職した場合
 - ナ. 前号の重大な帰責事由がある者が解雇されずに事業主の勧告により離職した場合
 - ダ. その他の雇用労働部令で定める正当な理由に該当しない理由により離職した場合

(高額金品受領による求職給与の支給猶予 [停止])

第 59 条 削除 (2015. 1. 20)

(訓練拒否等による給与の支給制限)

第 60 条

- (1) 受給資格者が職業安定機関の長が紹介する職業に就職するのを拒否し、又は職業安定機関の長が指示した職業能力開発訓練等〔の受講〕を拒否したときは、大統領令で定めるところにより、求職給与の支給を停止する。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する正当な理由がある場合は、この限りでない。 (改正 2010. 6. 4)
- 1. 紹介された職業又は職業能力開発訓練等の受講を指示された職種が、受給資格者の能力に適合しない場合
 - 2. 就職し、又は職業能力開発訓練等を受講するために住居の移転が必要であって、その移転が困難な場合
 - 3. 紹介された職業の賃金水準が当該地域の同じ種類の業務又は同じ程度の技能に対する通常の賃金水準に比べて 100 分の 20 以上低い場合等雇用労働部長官が定める基準に該当する場合
 - 4. その他の正当な理由がある場合
- (2) 受給資格者が正当な理由なく雇用労働部長官が定める基準により職業安定機関の長が実施する再就職促進のための職業指導を拒否したときは、大統領令で定めるところにより、求職給与の支給を停止する。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 1 項ただし書き及び前項の正当な理由の有無に関する認定は、雇用労働部長官が定める基準により、職業安定機関の長が行う。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 第 1 項及び第 2 項により求職給与の支給を停止する期間は、1 カ月の範囲内で雇用労働部長官が定めて告示する。 (改正 2010. 6. 4)

(不正行為による給与の支給制限)

第 61 条

- (1) 偽り又はその他の不正な方法により失業給与を受け、又は受けようとした者については、その給与を受けた日又は受けようとした日以後求職給与を支給しない。ただし、その給与と関連した離職以後に新たに受給資格を取得した場合は、その新しい受給資格による求職給与に関しては、この限りでない。
- (2) 前項本文にかかわらず、偽り又はその他の不正な方法が第 47 条第 1 項による申告義務の不履行又は虚偽の申告等大統領令で定める理由に該当するときは、その失業認定対象期間に限って求職給与を支給しない。ただし、2 回以上の違反行為をした場合は同項本文による。
- (3) 偽り又はその他の不正な方法により失業給与を受け、又は受けようとした者が前 2 項により求職給与を受けることができなくなった場合においても、第 50 条第 3 項及び同条第 4 項を適用するときは、その求職給与を受給したものとみなす。
- (4) 偽り又はその他の不正な方法により失業給与を受け、又は受けようとした者が前 2 項により求職給与を受けることができなくなった場合においても、第 63 条第 2 項を適用するときは、その受けることができなくなった日数分の求職給与を支給されたものとみなす。

(返還命令等)

第 62 条

- (1) 職業安定機関の長は、偽り又はその他の不正な方法により求職給与を支給された者に支給された全体の求職給与の全部又は一部の返還を命じることができ、これに追加して、雇用労働部令で定める基準により、その偽り又はその他の不正な方法により支給された求職給与額に相当する金額以下の金額を徴収することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項の場合において、偽り又はその他の不正な方法が事業主（事業主の代理人・使用人、その他の従業員を含む。）の虚偽の申告・報告又は証明によるものであるときは、その事業主もその求職給与を支給された者と連帯して責任を負う。
- (3) 職業安定機関の長は、受給資格者又は受給資格であった者に誤って支給された求職給与があるときは、その支給金額を徴収することができる。

(疾病等の特例)

第 63 条

- (1) 受給資格者が第 42 条により失業の申告をした以後に、疾病・負傷又は出産により就職が不可能となり失業の認定を受けることが出来なかった日については、第 44 条第 1 項にかかわらず、その受給資格者の請求により、第 46 条の求職給与日額に該当する金額（以下「傷病給与」という。）を求職給与に代えて支給できる。ただし、第 60 条第 1 項及び第 2 項により求職給与の支給が停止した期間については、傷病給与を支給しない。
- (2) 傷病給与を支給できる日数は、その受給資格者に対する求職給与所定給与日数からその受給

資格により求職給与が支給された日数を差し引いた日数を限度とする。この場合において、傷病給与を支給された者についてこの法律の規定（第 61 条及び第 62 条を除く。）を適用するときは、傷病給与の支給日数に相当する日数分の求職給与が支給されたものとみなす。

- (3) 第 1 項による傷病給与は、その就職できない理由がなくなった以後に最初に求職給与を支給する日（求職給与を支給する日がない場合は、職業安定機関の長が定める日）に支給する。ただし、必要であると認められるときは、雇用労働部長官が別に定めるところにより支給できる。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 第 1 項にかかわらず、受給資格者が「勤労基準法」第 79 条による休業補償、「産業災害補償保険法」第 52 条から第 56 条までによる休業給与、その他のこれに相当する給与又は補償であって大統領令で定める補償又は給与を支給されることができるときは、傷病給与を支給しない。 (改正 2019. 1. 15)
- (5) 傷病給与の支給に関しては、第 47 条、第 49 条、第 57 条、第 61 条第 1 項から第 3 項まで及び第 62 条を準用する。この場合において、第 47 条中「失業認定対象期間」は「失業の認定を受けることが出来なかった日」とみなす。

第 3 節 就職促進手当

(早期再就職手当)

第 64 条

- (1) 早期再就職手当は、受給資格者（「外国人勤労者の雇用等に関する法律」第 2 条による外国人勤労者を除く。）が安定した職業に再就職し、又は自ら営利を目的とする事業を営む場合であって、大統領令で定める基準に該当するとき支給する。
- (2) 前項にかかわらず、受給資格者が安定した職業に再就職した日又は自ら営利を目的とする事業を始めた日以前の大統領令で定める期間において、早期再就職手当を支給された事実がある場合は、早期再就職手当を支給しない。
- (3) 早期再就職手当の金額は、求職給与の所定給与日数のうち未支給日数の比率に応じて大統領令で定める基準により算定した金額とする。
- (4) 早期再就職手当を支給された者に対してこの法律の規定（第 61 条及び第 62 条を除く。）を適用するときは、その早期再就職手当の金額を第 46 条による求職給与日額で除して得られる日数分に該当する求職給与を支給したものとみなす。
- (5) 受給資格者を早期に再就職させて求職給与の支給期間を短縮させた者には、大統領令で定めるところにより、奨励金を支給できる。

(職業能力開発手当)

第 65 条

- (1) 職業能力開発手当は、受給資格者が職業安定機関の長が指示した職業能力開発訓練等を受け、その職業能力開発訓練等を受ける期間について支給する。
- (2) 第1項にかかわらず、第60条第1項及び第2項により求職給与の支給が停止した期間については、職業能力開発手当を支給しない。
- (3) 職業能力開発手当の支給要件及び金額に必要な事項は、大統領令で定める。この場合において、人材の需給状況を考慮して雇用労働部長官が特に必要であると認めて告示する職種に関する職業能力開発訓練等については、職業能力開発手当の金額を異なるものに定めることができる。(改正 2010. 6. 4)

(広域求職活動費)

第66条

- (1) 広域求職活動費は、受給資格者が職業安定機関の紹介により広範囲な地域にわたり求職活動をする場合であって、大統領令で定める基準により職業安定機関の長が必要であると認めたとき支給できる。
- (2) 広域求職活動費の金額は、前項の求職活動に通常要する費用とするものとし、その金額の算定は、雇用労働部令で定めるところによる。(改正 2010. 6. 4)

(移住費)

第67条

- (1) 移住費は、受給資格者が就職し、又は職業安定機関の長が指示した職業能力開発訓練等を受けるためにその住居を移転する場合であって、大統領令で定める基準により職業安定機関の長が必要であると認めたとき支給できる。
- (2) 移住費の金額は、受給資格者及びその受給資格者に依存して生計を維持する同居親族の移住のために一般的に要する費用とするものとし、その金額の算定は、雇用労働部令で定めるところによる。(改正 2010. 6. 4)

(就職促進手当の支給制限)

第68条

- (1) 偽り又はその他の不正な方法により失業給与を受け、又は受けようとした者には、その給与を受けた日又は受けようとした日以後就職促進手当を支給しない。ただし、その給与と関連した離職以後に新たに受給資格を取得したときは、その新しい受給資格による就職促進手当については、この限りでない。
- (2) 前項本文にかかわらず、偽り又はその他の不正な方法が第47条第1項による申告義務の不履行又は虚偽の申告等大統領令で定める理由に該当するときは、就職促進手当の支給を制限しない。ただし、2回以上の違反行為をした場合は、第1項本文による。

- (3) 偽り又はその他の不正な方法により失業給与を支給され、又は受けようとした者が前2項により就職促進手当を支給されることができなくなり、早期再就職手当を支給されなくなった場合にあっても、第64条第4項を適用するときは、その支給されることができなくなった早期再就職手当を支給されたものとみなす。

(準用)

第69条 就職促進手当に関しては、第57条第1項・第3項及び第62条を準用する。この場合において、第57条第1項中「受給資格者」は「就職促進手当を支給されることができる者」とみなす。

第4節 自営業者である被保険者に対する失業給与適用の特例（新設 2011. 7. 21）

(自営業者である被保険者の失業給与の種類)

第69条の2 自営業者である被保険者の失業給与の種類は、第37条による。ただし、第51条から第55条までの規定による延長給与及び第64条による早期再就職手当を除く。

[本条新設 2011. 7. 21]

(求職給与の受給要件)

第69条の3 求職給与は、廃業した自営業者である被保険者が次の各号の要件をすべて満たしている場合に支給する。

1. 廃業日以前の24カ月間、第41条第1項ただし書きにより自営業者である被保険者として該当する被保険単位期間が通算して1年以上であること
2. 勤労の意思及び能力があるにもかかわらず、就職ができない状態にあること
3. 廃業の理由が、第69条の7による受給資格の制限理由に該当しないこと
4. 再就職のための努力を積極的に行うこと

[本条新設 2011. 7. 21]

(基礎日額)

第69条の4

(1) 自営業者である被保険者であった受給資格者に関する基礎日額は、次の各号の区分による期間の間に本人が納付した保険料の算定基礎となる保険料徴収法第49条の2第3項により告示された報酬額をすべて合算した後に、その期間の総日数で除して得られる金額とする。

1. 受給資格と関連した被保険期間が3年以上である場合：最後の廃業日以前の3年の被保険期間
2. 受給資格と関連した被保険期間が3年未満の場合：受給資格と関連したその被保険期間

(2) 前項にかかわらず、自営業者である被保険者であった受給資格者について、第 50 条第 4 項により被保険期間を合算することにより第 69 条の 6 で定めた所定給与日数が追加されて増加する場合は、その増加する日数分に対する基礎日額は前項により算定された基礎日額とするもの、その基礎日額が次の各号に該当する場合はそれぞれ該当する号による金額とする。

1. 基礎日額が最低基礎日額に達しない場合は、最低基礎日額
2. 基礎日額が第 45 条第 5 項により大統領令で定める金額を超過する場合は、その大統領令で定める金額

[本条新設 2011. 7. 21]

(求職給与日額)

第 69 条の 5 自営業者である被保険者であって廃業した受給資格者に関する求職給与日額は、その受給資格者の基礎日額に 100 分の 50 を乗じて得られる金額とする。 [本条新設 2011. 7. 21]

(所定給与日数)

第 69 条の 6 自営業者である被保険者であって廃業した受給資格者に関する所定給与日数は、第 49 条による待機期間が終了した次の日から起算して被保険期間に応じて別表 2 で定めた日数になる日までとする。 [本条新設 2011. 7. 21]

※別表 2 では、被保険期間 1 年以上について、雇用労働者の場合の 30 歳未満と同じ所定日数が定められている。

(廃業理由による受給資格の制限)

第 69 条の 7 第 69 条の 3 にかかわらず、廃業した自営業者である被保険者が次の各号のいずれか一つに該当すると職業安定機関の長が認める場合は、受給資格がないものとみなす。

1. 法令に違反して許可の取消を受け、又は営業停止を受けたことにより廃業した場合
2. 放火等被保険者本人の重大な帰責事由であって、雇用労働部令で定める理由により廃業した場合
3. 売上額等が急激に減少する等雇用労働部令で定める理由でない場合であって、前職又は自営業を再び行うために廃業した場合
4. その他の雇用労働部令で定める正当な理由に該当しない理由により廃業した場合

[本条新設 2011. 7. 21]

(自営業者である被保険者に対する失業給与の支給制限)

第 69 条の 8 雇用労働部長官は、保険料を滞納した者については、雇用労働部令で定めるところにより、この章による失業給与を支給しないことができる。 [本条新設 2011. 7. 21]

(準用)

第 69 条の 9

- (1) 自営業者である被保険者の失業給与に関しては、第 38 条、第 42 条から第 44 条まで、第 47 条から第 49 条まで、第 56 条、第 57 条、第 60 条から第 63 条まで、第 65 条から第 68 条までを準用する。この場合において、第 42 条第 1 項・第 43 条第 3 項中「離職」は「廃業」とみなし、第 43 条第 1 項中「第 40 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで・第 5 号及び第 6 号」は「第 69 条の 3」とみなし、第 63 条第 1 項中「第 46 条」は「第 69 条の 5」とみなし、第 48 条第 1 項中「第 50 条第 1 項」は「第 69 条の 6」とみなす。 (改正 2013. 6. 4)
- (2) 自営業者である被保険者の就職促進手当（早期再就職手当を除く。）に関しては、第 57 条第 1 項・第 3 項及び第 62 条を準用する。この場合において、第 57 条第 1 項中「受給資格者」は「就職促進手当を支給されることができる者」とみなす。

[本条新設 2011. 7. 21]

第 5 章 育児休職給与等

第 1 節 育児休職給与及び育児期勤務時間短縮給与（改正 2011. 7. 21）

(育児休職給与)

第 70 条

- (1) 雇用労働部長官は、「男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律」第 19 条による育児休職を 30 日（「勤労基準法」第 74 条による出産前後休暇期間と重複する期間を除く。）以上与えられた被保険者のうち次の各号の要件をすべて満たした被保険者に対して育児休職給与を支給する。 (改正 2007. 12. 21、2010. 6. 4、2011. 7. 21、2012. 2. 1、2014. 1. 21)
1. 育児休職を開始した日以前に、第 41 条による被保険単位期間が通算して 180 日以上であること
 2. 同じ子供について、被保険者である配偶者が 30 日以上育児休職を与えられず、又は「男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律」第 19 条の 2 による育児期勤務時間短縮（以下「育児期勤務時間短縮」という。）を 30 日以上実施しなくなっていること
 3. 削除 (2011. 7. 21)
- (2) 前項による育児休職給与の支給を受けようとする者は、育児休職を開始した日以後 1 カ月から育児休職が終了した日以後 12 カ月以内の間に申請しなければならない。ただし、当該期間に大統領令で定める理由により育児休職給与を申請できなかった者は、その理由がなくなった後 30 日以内に申請しなければならない。 (新設 2011. 7. 21)
- (3) 被保険者が前項により育児休職給与の支給申請をする場合において、育児休職期間中に離職

し、又は雇用労働部令で定める基準に該当する就職をした事実があるときは、当該申請書にその事実を記載しなければならない。（新設 2019. 1. 15）

（4）第 1 項による育児休職給与額は、大統領令で定める。（改正 2011. 7. 21, 2019. 1. 15）

（5）育児休職給与の申請及び支給に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

（改正 2010. 6. 4、2011. 7. 21, 2019. 1. 15）

[施行日: 2019. 1. 16] 第 70 条

※給与額は、最初の 3 カ月間は通常賃金月額額の 80%（上限 150 万ウォン／下限 70 万ウォン）、4 カ月目以降は通常賃金月額額の 50%（上限 120 万ウォン／下限 70 万ウォン）とされている。（大統領令第 95 条、改正 2018. 12. 31）

（育児休職の確認）

第 71 条 事業主は、被保険者が前条による育児休職給与を受けようとする場合は、雇用労働部令で定めるところにより、事実の確認等すべての手続きに積極協力しなければならない。

（改正 2010. 6. 4）

第 72 条 削除（2019. 1. 15）

（給与の支給制限等）

第 73 条

- （1）被保険者が育児休職給与期間中にその事業で離職し、又は新たに就職した場合は、その離職又は就職した時から育児休職給与を支給しない。
- （2）被保険者が事業主から育児休職を理由として金品を支給された場合は、大統領令で定めるところにより、給与を減額して支給できる。
- （3）偽り又はその他の不正な方法により育児休職給与を受け、又は受けようとした者に対しては、その給与を受けた日又は受けようとした日以後、育児休職給与を支給しない。ただし、その給与と関連した育児休職以後に新たに育児休職給与要件を備えた場合において、その新しい要件による育児休職給与は、この限りでない。

（給与の支給制限等）

第 73 条

- （1）被保険者が育児休職給与期間中にその事業を離職し、又は新たに就職した場合は、その離職又は就職した時から育児休職給与を支給しない。
- （2）被保険者が事業主から育児休職を理由として金品を支給された場合は、大統領令で定めると

ころにより、給与を減額して支給できる。

- (3) 偽り又はその他の不正な方法により育児休職給与を受け、又は受けようとした者に対しては、その給与を受けた日又は受けようとした日以後、育児休職給与を支給しない。ただし、その給与と関連した育児休職以後に新たに育児休職給与要件を備えた場合において、その新しい要件による育児休職給与は、この限りでない。

(育児休職給与の支給制限等)

第73条

- (1) 被保険者が育児休職給与期間中にその事業を離職した場合は、その離職した時から育児休職給与を支給しない。 (改正 2019. 1. 15)
- (2) 被保険者が育児休職期間中に第70条第3項による就職をした場合は、その就職した期間に対しては育児休職給与を支給しない。 (新設 2019. 1. 15)
- (3) 被保険者が事業主から育児休職を理由として金品を支給された場合は、大統領令で定めるところにより、給与を減額して支給できる。 (改正 2019. 1. 15)
- (4) 偽り又はその他の不正な方法により育児休職給与を受け、又は受けようとした者に対しては、その給与を受けた日又は受けようとした日以後、育児休職給与を支給しない。ただし、その給与と関連した育児休職以後に新たに育児休職給与の要件を満たした場合において、その新しい要件による育児休職給与は、この限りでない。 (改正 2019. 1. 15)
- (5) 前項本文にかかわらず、第70条第3項に違反して育児休職期間中に就職した事実を記載せず、又は虚偽の記載をして育児休職給与を受け、又は受けようとした者に対しては、違反の回数等を考慮して雇用労働部令で定めるところにより、支給が制限される育児休職給与の範囲を別に定めることができる。 <新設 2019. 1. 15.>

[題名改正 2019. 1. 15.]

[施行日:2019. 7. 16] 第73条

(育児期勤労時間短縮給与)

第73条の2

- (1) 雇用労働部長官は、育児期勤労時間短縮を30日(「勤労基準法」第74条による出産前後休暇期間と重複する期間を除く。)以上実施した被保険者のうち次の各号の要件をすべて満たした被保険者に対して、育児期勤労時間短縮給与を支給する。

(改正 2012. 2. 1、2014. 1. 21)

1. 育児期勤労時間短縮を開始した日以前に、第41条による被保険単位期間が通算して180日以上であること
2. 同じ子供について、被保険者である配偶者が30日以上育児休職を与えられず、又は育児期勤労時間短縮を30日以上実施しなくなっていること

- (2) 前項による育児期勤務時間短縮給与の支給を受けようとする者は、育児期勤務時間短縮を開始した日以後1カ月から終了した日以後12カ月以内の間に申し込まなければならない。ただし、当該期間に大統領令で定める理由により育児期勤務時間短縮給与を申請できなかった者は、その理由がなくなった後30日以内に申し込まなければならない。
- (3) 第1項による育児期勤務時間短縮給与額は、大統領令で定める。
- (4) 育児期勤務時間短縮給与の申請及び支給に必要な事項は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2011. 7. 21]

[施行日:2014. 7. 1]

(準用)

第74条

- (1) 育児休職給与に関しては、第62条を準用する。この場合において、「求職給与」は「育児休職給与」とみなす。(改正 2011. 7. 21)
- (2) 育児期勤務時間短縮給与に関しては、第62条、第71条から第73条までの規定を準用する。この場合において、第62条中「求職給与」は「育児期勤務時間短縮給与」とみなし、第71条から第73条までの規定中「育児休職」は「育児期勤務時間短縮」とみなす。(新設 2011. 7. 21)

第2節 出産前後休暇給与等 (改正 2012. 2. 1)

(出産前後休暇給与等)

第75条 雇用労働部長官は、「男女雇用平等及び仕事・家庭両立支援に関する法律」第18条により被保険者が「勤労基準法」第74条による出産前後休暇又は遺産〔流産〕・死産休暇を取得した場合であって、次の各号の要件をすべて満たす場合は、出産前後休暇給与等（以下「出産前後休暇給与等」という。）を支給する。

(改正 2007. 12. 21、2010. 6. 4、2012. 2. 1、2014. 1. 21)

1. 休暇が終了した日以前に、第41条による被保険単位期間が通算して180日以上であること
2. 休暇を開始した日（第19条第2項により勤労者の数等が大統領令で定める基準に該当する企業でない場合は、休暇開始後60日（1度に二以上の子供を妊娠した場合は、75日）が過ぎた日とする。）以後1カ月から休暇が終了した日以後12カ月以内に申請したこと。ただし、その期間内に大統領令で定める理由により出産前後休暇給与等を申請できなかったときは、その理由がなくなった後30日以内に申請しなければならない。

[題名改正 2012. 2. 1]

[施行日:2014. 7. 1]

(出産前後休暇給与等の受給権の代位)

第 75 条の 2 事業主が、出産前後休暇給与等の支給理由と同じ理由によりそれに相当する金品を勤労者にあらかじめ支給した場合であってその金品が出産前後休暇給与等に代えて支給したものと認められるときは、その事業主は、支給した金額(次条第 2 項による上限額を限度とする。)に関して、その勤労者の出産前後休暇給与等を受ける権利を代位する。 (改正 2012. 2. 1)

[本条新設 2008. 12. 31]

[題名改正 2012. 2. 1]

(支給期間等)

第 76 条

(1) 第 75 条による出産前後休暇給与等は、「勤労基準法」第 74 条による休暇期間について「勤労基準法」の通常賃金(休暇を開始した日を基準として算定する。)に該当する金額を支給する。ただし、第 19 条第 2 項により勤労者の数等が大統領令で定める基準に該当する企業でない場合は、休暇期間中 60 日(1 度に二以上の子供を妊娠した場合は 75 日)を超過した日数(30 日を限度とする。ただし、1 度に二以上の子供を妊娠した場合は 45 日を限度とする。)に限る。 (改正 2012. 2. 1)

(2) 前項による出産前後休暇給与等の支給金額は、大統領令で定めるところにより、その上限額と下限額を定めることができる。 (改正 2012. 2. 1)

(3) 前 2 項による出産前後休暇給与等の申請及び支給に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1)

[施行日:2014. 7. 1]

(準用)

第 77 条 出産前後休暇給与等に関しては、第 62 条、第 71 条から第 73 条までの規定を準用する。

この場合において、第 62 条中「求職給与」は「出産前後休暇給与等」と、第 71 条から第 73 条までの規定中「育児休職」は「出産前後休暇又、遺産・死産休暇」と、それぞれみなす。

(改正 2012. 2. 1)

第 6 章 雇用保険基金

(基金の設置及び造成)

第 78 条

(1) 雇用労働部長官は、保険事業に必要な財源に充当するために雇用保険基金(以下「基金」という。)を設置する。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 基金は、保険料及びこの法律による徴収金・積立金・基金運用収益金並びにその他の収入に

より造成する。

(基金の管理・運用)

第 79 条

- (1) 基金は、雇用労働部長官が管理・運用する。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 基金の管理・運用に関する細部事項は、「国家財政法」の規定による。
- (3) 雇用労働部長官は、次の各号の方法により基金を管理・運用する。 (改正 2010. 6. 4)
 1. 金融機関への預託
 2. 財政資金への預託
 3. 国家・地方自治体又は金融機関が直接発行し、又は債務履行を保証する有価証券の買入れ
 4. 保険事業の遂行又は基金増殖のための不動産の取得及び処分
 5. その他の大統領令で定める基金の増殖方法
- (4) 雇用労働部長官は、第 1 項により基金を管理・運用するときは、その収益が大統領令で定める水準以上となるようにしなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(基金の用途)

第 80 条

- (1) 基金は、次の各号の用途に使用しなければならない。 (改正 2008. 3. 21、2012. 2. 1, 2019. 1. 15)
 1. 雇用安定・職業能力開発事業に必要な経費
 2. 失業給与の支給
 - 2の2. 第 55 条の 2 による国民年金保険料の支援
 3. 育児休職給与及び出産前後休暇給与等の支給
 4. 保険料の返還
 5. 一時借入金の償還金及び利子
 6. この法律及び保険料徴収法による業務を代行し、又は委託された者に対する出資金
 7. その他のこの法律の施行のために必要な経費であって大統領令で定める経費並びに第 1 号及び第 2 号による事業の遂行に付帯した経費
- (2) 前項第 6 号による出資金の支給基準、使用及び管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。 (新設 2008. 3. 21)

(基金の用途)

第 80 条

- (1) 基金は、次の各号の用途に使用しなければならない。 (改正 2008. 3. 21、2012. 2. 1, 2019. 1. 15)
 1. 雇用安定・職業能力開発事業に必要な経費
 2. 失業給与の支給

2の2. 第55条の2による国民年金保険料の支援

3. 育児休職給与及び出産前後休暇給与等の支給

4. 保険料の返還

5. 一時借入金の償還金及び利子

6. この法律及び保険料徴収法による業務を代行し、又は委託された者に対する出資金

7. その他のこの法律の施行のために必要な経費であつて大統領令で定める経費並びに第1号及び第2号による事業の遂行に付帯した経費

(2) 前項第6号により基金から「国民健康保険法」第13条による国民健康保険団に出演する金額は、徴収業務（告知・収納・滞納の業務をいう。）が占める比率等を基準として算定する。

(新設 2019. 1. 1)

(3) 第1項第6号による出資金の支給基準、使用及び管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(新設 2008. 3. 21, 2019. 1. 15)

[施行日:2019. 7. 16]第80条

(基金運用計画等)

第81条

(1) 雇用労働部長官は、毎年基金運用計画を立て、第7条による雇用保険委員会及び国务会議の審議を経て、大統領の承認を受けなければならない。

(改正 2008. 12. 31, 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、毎年基金の運用結果について、第7条による雇用保険委員会の審議を経て公表しなければならない。

(改正 2008. 12. 31, 2010. 6. 4)

(基金口座の設置)

第82条

(1) 雇用労働部長官は、韓国銀行に雇用保険基金口座を設置しなければならない。(改正 2010. 6. 4)

(2) 前項の雇用保険基金口座は、雇用安定・職業能力開発事業及び失業給与、自営業者の雇用安定・職業能力開発事業及び自営業者の失業給与に区分して管理する。(改正 2011. 7. 21)

(基金の出納)

第83条 基金の管理・運用をする場合は、出納に必要な事項は、大統領令で定める。

(基金の積立)

第84条

(1) 雇用労働部長官は、大量失業の発生又はその他の雇用状態の不安に備えた準備金として余裕資金を積み立てなければならない。(改正 2010. 6. 4)

(2) 前項による余裕資金の適正規模は、次の各号のとおりとする。

1. 雇用安定・職業能力開発事業口座の年末積立金：当該年度支出額の1倍以上1.5倍未満
2. 失業給与口座の年末積立金：当該年度支出額の1.5倍以上2倍未満

[条文改正 2008. 12. 31]

(余剰金及び損失金の処理)

第85条

- (1) 基金の決算上余剰金ができるときは、これを積立金として積み立てなければならない。
- (2) 基金の決算上損失金ができるときは、積立金をもってこれを補填することができる。

(借入金)

第86条 基金を支出するときにおいて、資金不足が発生し、又は発生すると予想される場合は、基金の負担により金融機関・他の基金及びその他の財源等から借入れができる。

第7章 審査及び再審査請求

(審査及び再審査)

第87条

- (1) 第17条による被保険者資格の取得・喪失に関する確認、第4章の規定による失業給与並びに第5章による育児休職給与及び出産前後休暇給与等に関する処分(以下「原処分等」という。)に異議がある者は、第89条による審査官に審査を請求でき、〔さらに〕その決定に異議がある者は、第99条による審査委員会に再審査を請求することができる。(改正 2012. 2. 1)
- (2) 前項による審査の請求は、同項の確認又は処分があった日から90日以内に、再審査の請求は、審査請求に対する決定があった日から90日以内に、それぞれ提起しなければならない。
- (3) 第1項による審査及び再審査の請求は、時効中断に関して裁判上の請求とみなす。

(代理人の選任)

第88条 審査請求人又は再審査請求人は、法定代理人のほか、次の各号のいずれか一つに該当する者を代理人として選任することができる。

1. 請求人の配偶者、直系尊属・卑属又は兄弟姉妹
2. 請求人である法人の役員又は職員
3. 弁護士及び公認労務士
4. 第99条による審査委員会の許可を受けた者

(雇用保険審査官)

第 89 条

- (1) 第 87 条による審査を行わせるために、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。
- (2) 審査官は、第 87 条第 1 項により審査請求を受けたときは、30 日以内にその審査請求に対する決定をしなければならない。ただし、やむをえない事情でその期間内に決定できないときは、1 回に限って 10 日を超えない範囲でその期間を延長することができる。
- (3) 審査官の定員・資格・配置及び職務に必要な事項は、大統領令で定める。
- (4) 当事者は、審査官に審理・決定の公正を期待することが困難な事情があるときは、その審査官に対する忌避申請を雇用労働部長官に行うことができる。（改正 2010. 6. 4）
- (5) 審査請求人が死亡した場合は、その審査請求人が失業給与の受給権者であるときは第 57 条による遺族が、その他の者であるときは相続人又は審査請求の対象である原処分等に関する権利又は利益を継承した者が、それぞれ審査請求人の地位を継承する。

(審査の請求等)

第 90 条

- (1) 第 87 条第 1 項による審査の請求は、原処分等をした職業安定機関を経て審査官に行わなければならない。
- (2) 職業安定機関は、審査請求書を受けた日から 5 日以内に、意見書を添付して審査請求書を審査官に送らなければならない。

(請求の方式)

第 91 条 審査の請求は、大統領令で定めるところにより、文書で行わなければならない。

(補正及び却下)

第 92 条

- (1) 審査の請求が第 87 条第 2 項による期間が過ぎ、又は法令で定めた方式に違反して補正できないものであった場合は、審査官は、その審査の請求を決定で却下しなければならない。
- (2) 審査の請求が法令で定めた方式を逸脱しているものであっても補正することができる場合は、審査官は、相当の期間を定めて審査請求人に対して審査の請求を補正するように命じることができる。ただし、補正する事項が軽微な場合は、審査官が職権で補正することができる。
- (3) 審査官は、審査請求人が前項の期間内にその補正をしないときは、決定でその審査請求を却下しなければならない。

(原処分等の執行停止)

第 93 条

- (1) 審査の請求は、原処分等の執行を停止させない。ただし、審査官は、原処分等の執行により

発生する重大な危害を避けるために緊急の必要があると認められたときは、職権でその執行を停止させることができる。

- (2) 審査官は、前項ただし書きにより執行を停止させようとするときは、その理由を記載した文書によりその事実を職業安定機関の長又は勤労福祉公団に通知しなければならない。

(改正 2019. 1. 15)

- (3) 職業安定機関の長又は勤労福祉公団は、前項による通知を受けるときは、直ちにその執行を停止しなければならない。(改正 2019. 1. 15)

- (4) 審査官は、第2項により執行を停止させた場合は、直ちに審査請求人にその事実を文書で通知しなければならない。

(審査官の権限)

第94条

- (1) 審査官は、審査の請求に関する審理のために必要であると認められるときは、審査請求人の申請又は職権により次の各号の調査を行うことができる。

1. 審査請求人又は関係者を指定場所へ出席させ、質問し、又は意見を述べさせること
2. 審査請求人又は関係者に証拠となる文書及びその他の物を提出させること
3. 専門的な知識及び経験を持つ第三者に鑑定させること
4. 事件に関係がある事業場又はその他の場所に立ち入り、事業主・従業員若しくはその他の関係者に対し質問し、又は文書若しくはその他の物を検査すること

- (2) 審査官は、前項第4号による質問又は検査を行う場合は、その権限を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。

(実費弁償)

第95条 前条第1項第1号により指定された場所に出席した者及び同項第3号により鑑定を行った鑑定人に対しては、雇用労働部長官が定める実費を弁償する。(改正 2010. 6. 4)

(決定)

第96条 審査官は、審査の請求に対する審理を終了したときは、原処分等の全部若しくは一部を取り消し、又は審査請求の全部若しくは一部を棄却する。

(決定の方法)

第97条

- (1) 第89条による決定は、大統領令で定めるところにより、文書で行わなければならない。

- (2) 審査官は、決定をしたときは、審査請求人及び原処分等を行った職業安定機関の長又は勤労福祉公団に対して、それぞれ決定書の正本を送らなければならない。(改正 2019. 1. 15)

(決定の効力)

第 98 条

- (1) 決定は、審査請求人及び職業安定機関の長又は勤労福祉公団に決定書の正本を送った日から効力が発生する。(改正 2019. 1. 15)
- (2) 決定は、原処分等を行った職業安定機関の長又は勤労福祉公団を拘束する。(改正 2019. 1. 15)

(雇用保険審査委員会)

第 99 条

- (1) 第 87 条による再審査をさせるために、雇用労働部に雇用保険審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 審査委員会は、勤労者を代表する者及び使用者を代表する者各 1 人以上を含む 15 人以内の委員で構成する。
- (3) 前項の委員のうち 2 人は常任委員とする。
- (4) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、委員に任命されることはできない。

(改正 2015. 1. 20)

1. 被成年後見人・被限定後見人又は破産の宣告を受けて復権していない者
2. 禁固以上の刑を宣告され、その刑の執行が終了し、又は執行を受けないことが確定した後 3 年が過ぎていない者

- (5) 委員のうち公務員でない委員が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、解嘱することができる。(改正 2019. 1. 15)

1. 心身の障害により職務を実行できなくなった場合
2. 職務に関連した不正事実がある場合
3. 職務怠慢、品位損傷その他の理由により委員として適合でないと認められる場合
4. 委員自ら職務を遂行することが困難であると意思を明らかにする場合

- (6) 常任委員は、政党に加入し、又は政治に関与してはならない。
- (7) 審査委員会は、第 87 条第 1 項により再審査の請求を受けたときは、50 日以内に裁決をしなければならない。この場合において、裁決期間の延長に関しては第 89 条第 2 項を準用する。
- (8) 審査委員会に事務局を置く。
- (9) 審査委員会及び事務局の組織・運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

(再審査の相手方)

第 100 条 再審査の請求は、原処分等を行った職業安定機関の長又は勤労福祉公団を相手方とする。

(改正 2019. 1. 15)

(審理)

第 101 条

- (1) 審査委員会は、再審査の請求を受けたときは、その請求に関する審理期日及び場所を定めて、審理期日の 3 日前までに当事者及びその事件を審査した審査官に通知しなければならない。
- (2) 当事者は、審査委員会に対して文書又は口頭によりその意見を述べることができる。
- (3) 審査委員会の再審査請求に関する審理は、公開する。ただし、当事者の両側又はいずれか一方が申請した場合は、公開しないことができる。
- (4) 審査委員会は、審理調書を作成しなければならない。
- (5) 当事者及び関係者は、前項の審理調書の閲覧を申請することができる。
- (6) 委員会は、当事者及び関係者が前項による閲覧申請をしたときは、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- (7) 再審査請求の審理に関しては、第 94 条及び第 95 条を準用する。この場合において、「審査官」は「審査委員会」と、「審査の請求」は「再審査の請求」と、「審査請求人」は「再審査請求人」とみなす。

(準用規定)

第 102 条 審査委員会及び再審査に関しては、第 89 条第 4 項・第 5 項、第 91 条から第 93 条まで、第 96 条から第 98 条までの規定を準用する。この場合において、第 89 条第 4 項中「審査官」は「審査委員会の委員」と、第 89 条第 4 項・第 97 条・第 98 条中「決定」はそれぞれ「裁決」と、第 91 条・第 93 条・第 96 条中「審査の請求」はそれぞれ「再審査の請求」と、第 93 条・第 96 条・第 97 条中「審査官」はそれぞれ「審査委員会」と、第 93 条・第 97 条・第 98 条中「審査請求人」はそれぞれ「再審査請求人」とみなす。

(告知)

第 103 条 職業安定機関の長又は勤労福祉公団が原処分等を行い、又は審査官が第 97 条第 2 項により決定書の正本を送付する場合は、その相手方又は審査請求人に対して、原処分等又は決定に関して審査又は再審査を請求できること、請求する場合の経由手続き及び請求期間を通知しなければならない。 (改正 2019. 1. 15)

(他の法律との関係)

第 104 条

- (1) 再審査の請求に対する裁決は、「行政訴訟法」第 18 条を適用する場合は、行政審判に関する裁決とみなす。
- (2) 審査及び再審査の請求に関してこの法律で定めていない事項は、「行政審判法」の規定による。

第8章 補則

(不利益処遇の禁止)

第105条 事業主は、勤労者が第17条による確認の請求をしたことを理由として、その勤労者を解雇又はその他の不利益な処遇をしてはならない。

(準用)

第106条 この法律によるほか、各号の徴収金の徴収に関しては、保険料徴収法第27条から第30条まで・第32条・第39条・第41条及び第42条を準用する。 (改正 2011. 7. 21)

1. 雇用安定・職業能力開発事業の支援金額の返還金又は追加徴収金
2. 失業給与の返還金又は追加徴収金
3. 育児休職給与等の返還金又は追加徴収金

(消滅時効)

第107条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する権利は、3年間行使しなければ時効で消滅する。

(改正 2019. 1. 15)

1. 第3章に基づき支援金を支給され、又は返還される権利
2. 第4章に基づき就職促進手当を支給され、又は返還される権利
3. 第4章に基づき求職給与を返還される権利
4. 第5章に基づき育児休職給与、育児期勤労時間短縮給与及び出産前後休暇給与等を返還される権利

(2) 消滅時効の中断に関しては「産業災害補償保険法」第113条を準用する。

(改正 2015. 1. 20)

(報告等)

第108条

(1) 雇用労働部長官は、必要であると認めるときは、被保険者又は受給資格者を雇用し、又は雇用していた事業主、保険料徴収法第33条による保険事務代行機関（以下「保険事務代行機関」という。）及び保険事務代行機関であった者に対して、被保険者の資格確認、不正受給の調査等この法律の施行に必要な報告、関係書類の提出又は関係者の出席を要求することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 離職した者は、従前の事業主又はその事業主から保険事務の委任を受けて保険事務を処理する保険事務代行機関に対して、失業給与を支給されるために必要な証明書の交付を請求する

ことができる。この場合において、請求を受けた事業主又は保険事務代行機関は、その請求による証明書を交付しなければならない。

- (3) 雇用労働部長官は、被保険者、受給資格者又は未支給の失業給与の支給を請求する者に対して、被保険者の資格確認、不正受給の調査等この法律の施行に必要な報告をさせ、又は関係書類の提出若しくは出席を要求することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(調査等)

第 109 条

- (1) 雇用労働部長官は、被保険者の資格確認、不正受給の調査等この法律の施行のために必要であると認められるときは、所属職員に、被保険者若しくは受給資格者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業場又は保険事務代行機関若しくは保険事務代行機関であった者の事務所に立ち入り、関係者に対し質問し、又は帳簿等書類を調査させることができる。

(改正 2010. 6. 4)

- (2) 雇用労働部長官が前項により調査をする場合は、その事業主等にあらかじめ調査日時・調査内容等調査に必要な事項を通知しなければならない。ただし、緊急の場合、又はあらかじめ通知した場合はその目的を達成できないと認められる場合は、この限りでない。

(改正 2010. 6. 4)

- (3) 第 1 項により調査をする職員は、その身分を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。

- (4) 雇用労働部長官は、第 1 項による調査結果をその事業主等に対して書面により通知しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(資料の要請)

第 110 条

- (1) 雇用労働部長官は、保険事業の効率的な運営のために必要であるときは、関係中央行政機関・地方自治体、その他の公共団体等に対して、必要な資料の提出を要請することができる。

(改正 2010. 6. 4)

- (2) 前項により資料の提出を要請された者は、正当な理由がない限り要請に従わなければならない。

(診察命令)

- 第 111 条 職業安定機関の長は、失業給与の支給のために必要であると認められるときは、第 44 条第 3 項第 1 号に該当する者であって同条第 2 項による失業の認定を受け、又は受けようとする者及び第 63 条により傷病給与を支給され、又は支給されようとする者に対して、雇用労働部長官が指定する医療機関で診察を受けるように命じることができる。 (改正 2010. 6. 4)

(報奨金の支給)

第 112 条

- (1) 雇用労働部長官は、この法律による雇用安定・職業能力開発事業の支援・委託及び失業給与・育児休職給与又は出産前後休暇給与等の支援と関連した不正行為を申告した者に対して、予算の範囲内で報奨金を支給できる。(改正 2010. 6. 4、2012. 2. 1)
- (2) 前項による不正行為の申告及び報奨金の支給に必要な事項は、雇用労働部令で定める。(改正 2010. 6. 4)

第 113 条 削除 (2011. 7. 21)

(「国民基礎生活保障法」の受給者に対する特例)

第 113 条の 2

- (1) 第 8 条にかかわらず、「国民基礎生活保障法」第 15 条第 1 項第 4 号により自活のための勤労機会を提供するための事業は、この法律の適用を受ける事業とみなす。この場合において、当該事業に参加し、有給で勤労する「国民基礎生活保障法」第 2 条第 2 号による受給者は、この法律の適用を受ける勤労者とみなし、同法〔「国民基礎生活保障法」〕第 2 条第 4 号による保障機関（同法第 15 条第 2 項により事業を委託して行う場合は、その委託〔を受けた〕機関をいう。）は、この法律の適用を受ける事業主とみなす。
- (2) 前項後段による受給者が「国民基礎生活保障法」第 8 条第 2 項による受給権者である場合は、当該受給者に対しては、第 3 章の規定のみを適用する。(改正 2016. 12. 27)
- (3) 第 18 条にかかわらず、前項により第 3 章の規定のみ適用される受給者が、保険関係の成立している他の事業に雇用されている場合は、当該他の事業の勤労者としてのみ被保険者資格を取得する。
- (4) 第 1 項により受給者が事業に参加して受給した自活給与は、第 41 条による被保険単位期間算定の基礎になる報酬及び第 45 条による賃金日額の基礎となる賃金とみなす。

[本条新設 2011. 7. 21]

※「国民基礎生活保障法」第 15 条

(自活給与)

第 15 条

- (1) 自活給与は、受給者の自活を支援するために、次の各号の給与を実施するものとする。
1. 自活に必要な金品の支給又は貸与ル
 2. 自活に必要な勤労能力の向上及び技能習得の支援
 3. 就業斡旋等情報の提供

4. 自活のための勤労機会の提供
5. 自活に必要な施設及び装備の貸与
6. 創業教育、技能訓練及び技術・経営指導等創業支援
7. 自活に必要な資産形成支援
8. その他の大統領令で定める自活のための各種支援

(2) 前項の自活給与は、関連公共機関・非営利法人・施設及びその他の大統領令で定める機関に委託して実施することができる。この場合において、それに要する費用は、保障機関が負担する。

(モデル事業の実施)

第 114 条

- (1) 雇用労働部長官は、保険事業を効果的に施行するために、全面的な施行に困難が予想され、又は実行方式等をあらかじめ検証する必要がある場合は、大統領令で定める保険事業のモデル事業ができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、前項によるモデル事業に参加する事業主、被保険者等及び職業能力開発訓練施設等に財政・行政・技術等その他の必要な支援ができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 1 項によるモデル事業の対象者・実施地域・実施方法及び前項による支援内容等に関して必要な事項は、雇用労働部長官が定めて告示する。 (改正 2010. 6. 4)

(権限の委任・委託)

第 115 条 この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を職業安定機関の長に委任し、又は大統領令で定める者に委託することができる。

(改正 2010. 6. 4)

(罰則適用時の公務員擬制)

第 115 条の 2

- (1) 第 36 条及び前条により業務を代行させ、又は委託する場合は、その代行し、又は委託を受けた業務に従事する者は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定による罰則を適用するときは、公務員とみなす。 (改正 2019. 1. 15)
- (2) 審査委員会の委員のうち公務員でない委員は、「刑法」第 127 条及び第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。 (新設 2019. 1. 15)

[本条新設 2008. 12. 31]

第 9 章 罰則

(罰則)

第 116 条

- (1) 第 105 条に違反して勤労者を解雇し、又はその他の勤労者に不利益な処遇を行った事業主は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。 (改正 2015. 1. 20)
- (2) 偽り又はその他の不正な方法により失業給与・育児休職給与及び出産前後休暇給与等を受けた者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。 (改正 2012. 2. 1, 2015. 1. 20)

(両罰規定)

第 117 条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 116 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人が、その違反行為を防止するために当該業務に関して相当の注意及び監督を怠らなかつた場合は、この限りでない。

[条文改正 2008. 12. 31]

[第 118 条から移動、従来の 117 条は第 118 条に移動 (2008. 12. 31)]

(過怠金)

第 118 条

- (1) 次の各号のいずれか一つに該当する事業主、保険事務代行機関の代表者又は代理人・使用人その他の従業員には、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。 (改正 2008. 12. 31)
1. 第 15 条に違反して、申告をせず、又は虚偽の申告をした者
 2. 第 16 条第 1 項に違反して、離職確認書を提出せず、偽りにより作成し、提出した者
 3. 第 16 条第 2 項後段に違反して、離職確認書を交付しない者
 4. 第 108 条第 1 項による要求に応じないで報告をせず、又は虚偽の報告をした者、同項の要求に応じないで文書を提出せず、虚偽を記載した文書を提出した者又は出席しない者
 5. 第 108 条第 2 項による要求に応じないで、証明書を交付しない者
 6. 第 109 条第 1 項による質問に答えず、若しくは虚偽を述べた者又は調査を拒否・妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 次の各号のいずれか一つに該当する被保険者、受給資格者又は未支給の失業給与の支給を請求した者は、100 万ウォン以下の過怠金を賦課する。 (改正 2008. 12. 31)
1. 第 108 条第 3 項により要求された報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、文書を提出せず、若しくは虚偽を記載した文書を提出した者又は出席しない者
 2. 第 109 条第 1 項による質問に答えず、若しくは虚偽を述べた者又は検査を拒否・妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 第 87 条による審査又は再審査の請求を受けて行う審査官及び審査委員会の質問に答えず、若しくは虚偽を述べた者又は検査を拒否・妨げ、若しくは忌避した者は、100 万ウォン以下の過怠金を賦課する。 (改正 2008. 12. 31)

(4) 前3項の規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより、雇用労働部長官が賦課・徴収する。 (改正 2010. 6. 4)

(5) 削除 (2008. 12. 31)

(6) 削除 (2008. 12. 31)

(7) 削除 (2008. 12. 31)

[第 117 条から移動、従来第 118 条は第 117 条に移動 (2008. 12. 31)]

付則 (法律第 8429 号、2007. 5. 11)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(職業能力開発訓練を実施する者の不正行為に対する追加徴収に関する経過措置)

第 2 条 職業能力開発訓練を実施する者が、この法律の施行前に偽り又はその他の不正な方法により職業能力開発訓練に関する支援を受け、又はこれを受けようとした場合は、第 35 条第 2 項ただし書きの改正規定にかかわらず、従前の例による。

(有効期間)

第 3 条 第 107 条第 1 項ただし書きの改正規定は、2009 年 12 月 31 日まで効力を有する。

(処分等に関する一般的経過措置)

第 4 条 この法律の施行の際に、従前の規定による行政機関の行為及び行政機関に対する行為は、それに該当するこの法律による行政機関の行為及び行政機関に対する行為であるとみなす。

(罰則及び過怠金に関する経過措置)

第 5 条 この法律の施行前の行為に対して罰則及び過怠金規定を適用するときは、従前の例による。

(他の法律の改正)

第 6 条 (略)

(他の法令との関係)

第 7 条 この法律の施行の際に、他の法令において従前の「雇用保険法」又はその規定を引用している場合は、この法律の中でそれに該当する規定があるときは、従前の規定に代えて、この法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

付則（法律第 11864 号、2013. 6. 4）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（失業給与の適用除外に関する適用例）

第 2 条 第 10 条の改正規定は、この法律の施行前に離職した勤労者又は廃業した自営業者にも適用する。

付則（法律第 12323 号、2014. 1. 21）

（施行日）

第 1 条 この法律は、2014 年 7 月 1 日から施行する。

（出産前後休暇給与支給に関する適用例）

第 2 条 第 75 条および第 76 条の改正規定は、この法律の施行後に出産する勤労者から適用する。

付則（法律第 13041 号、2015. 1. 20）

（施行日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 37 条の 2、第 38 条及び第 45 条第 4 項の改正規定は、公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

（被保険期間に関する適用例）

第 2 条 第 50 条の改正規定は、この法律の施行後被保険者資格の取得の申告をし、又は確認された場合から適用する。

（高額金品受領に伴う求職給与の支給猶予廃止に関する適用例等）

第 3 条

（1）この法律の施行の際、従前の第 59 条第 1 項により求職給与の支給が猶予中であった者に対して第 40 条により求職給与を支給する。

(2) 前項により求職給与を支給され、又はこの法律の施行前に支給猶予期間が終了した者の求職給与受給期間は、第 48 条による受給期間に従前の第 59 条第 1 項により求職給与の支給が猶予された期間を加えて算定した期間とする。

(禁治産者等に対する経過措置)

第 4 条 第 99 条第 4 項第 1 号の改正規定による被成年後見人又は被限定後見人には、法律第 10429 号民法一部改正法律付則第 2 条により禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者が含まれるものとみなす。

付則 (法律第 14233 号、2016. 5. 29)

(施行日)

第 1 条 この法律は、2016 年 8 月 1 日から施行する。

(国民年金保険料の支援に関する適用例)

第 2 条 第 55 条の 2 の改正規定は、この法律の施行後最初に第 43 条第 1 項により受給資格が認められた場合から適用する。

付則 (法律第 14496 号、2016. 12. 27)

この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、第 113 条の 2 第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

付則 (法律第 16269 号、2019. 1. 15)

第 1 条 (施行日) この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項ただし書き、同条第 3 項ただし書き、第 10 条、第 43 条第 1 項、第 63 条第 4 項、第 80 条第 1 項第 2 号の 2、第 90 条、第 93 条、第 97 条第 2 項、第 98 条、第 99 条第 5 項、第 100 条、第 103 条、第 107 条第 1 項及び第 115 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

第 2 条 (外国人勤労者の雇用保険適用に関する適用例) 第 10 条の 2 第 1 項の改正規定は、次の各号の区分による日から適用する。

1. 常時 30 人以上の勤労者を雇用する事業又は事業場：2021 年 1 月 1 日
2. 常時 10 人以上 30 人未満の勤労者を雇用する事業又は事業場：2022 年 1 月 1 日

第 3 条（建設日雇勤労者求職給付受給要件に関する適用例） 第 40 条第 1 項第 5 号及び第 49 条ただし書きの改正規定は、この法律の施行以後第 43 条第 1 項による求職給付受給資格認定申請を行う者から適用する。

第 4 条（就職事実未申告等による育児休職給付等の支給制限に関する適用例） 第 73 条第 5 項（第 74 条及び第 77 条により準用される場合を含む。）の改正規定は、この法律の施行当時、育児休職、育児期勤労時間短縮、出産前後休暇又は流産・死産休暇中である被保険者が、この法律の施行以後第 70 条第 3 項の改正規定に違反して、就職した事実を記載せず、又は偽りの記載をした場合から、回数を算定して適用する。

第 5 条（失業給付等適用除外に関する経過措置） 第 10 条の改正規定の施行当時、65 歳以後に雇用されて従前の第 10 条第 1 項第 1 号により失業給付等の適用が除外された者については、同条第 2 項の改正規定にかかわらず、従前の規定に従う。

第 6 条（就業した期間に対する育児休職給付等の支給制限に関する経過措置） この法律の施行前に育児休職、育児期勤労時間短縮、出産前後休暇又は流産・死産休暇期間中に就業した事実がある被保険者については、第 73 条第 2 項（第 74 条及び第 77 条により準用される場合を含む。）の改正規定にかかわらず、従前の第 73 条第 1 項を適用する。

第 7 条（被保険者資格の取得・喪失の確認に関する審査請求機関の変更に伴う被請求人等に関する経過措置） 第 90 条の改正規定の施行当時、第 87 条第 1 項による被保険者資格の取得・喪失の確認に関して審査請求、再審査請求及び行政訴訟が継続中である事件については、被請求人又は被告の資格は勤労福祉公団で継承される。